



民生委員制度創設100周年活動強化方策  
推進の手引き  
～「地域版 活動強化方策」の作成に向けて



**支えあう 住みよい社会 地域から**

平成30年9月  
全国民生委員児童委員連合会

# 民生委員児童委員信条

一 わたくしたちは隣人愛をもつて  
社会福祉の増進に努めます

一 わたくしたちは常に地域社会の  
実情を把握することに努めます

一 わたくしたちは誠意をもつてあらゆる  
生活上の相談に応じ自立の援助に努めます

一 わたくしたちはすべての人と協力し  
明朗で健全な地域社会づくりに努めます

一 わたくしたちは常に公正を旨とし  
人格と識見の向上に努めます

## 児童憲章（前文）

我らは、日本国憲法の花神にしたがい、  
児童に対する正しい觀念を確立し、すべて  
の児童の幸福をはかるために、この憲章を  
定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

## はじめに

平成 29（2017）年、民生委員制度は創設 100 周年という大きな節目を迎えました。全国民生委員児童委員連合会では、制度創設 100 周年にあたり、平成 29 年 7 月に「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」を作成し、公表しました。

「100 周年活動強化方策」においては、100 周年にあたって設置した「これからの民生委員・児童委員制度や活動のあり方に関する検討委員会」での議論をもとに、100 年間の総括、民生委員・児童委員制度の現状と課題、さらには社会福祉の動向等をふまえ、今後の活動の重点を提示しました。重点は 3 項目とし、「地域のつながり、地域力の強化」、「さまざまな課題を抱えた人びとの支援」、「民生委員・児童委員制度を守り、発展させていく」としています。

また、今回の「100 周年活動強化方策」では、地域版の「活動強化方策」の策定を提案しています。現在、地域の姿は地域によってさまざまに異なり、人びとが直面する課題も異なっています。そのなかにあって、全国で共通して定める重点項目をふまえつつ、都道府県・指定都市、また市区町村、そして単位民児協それぞれで、地域の実情をふまえた「わがまちならでは」の方策を策定していただくことにより、効果的な活動がすすめられると考えています。

昨年 7 月の公表後、各地で「地域版 活動強化方策」の検討がすすめられる一方で、「どのように検討したら良いのか」とのご意見が寄せられるようになりました。全民児連では、各地域で「地域版 活動強化方策」の作成をよりすすめるために、「推進の手引き」を作成することとし、本年 5 月より全民児連正副会長会議のもとに「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策 推進の手引き作成委員会」を置き、検討をすすめてまいりました。

「地域版 活動強化方策」の作成は、民生委員制度創設 100 周年に立ち会った一人ひとりの民生委員・児童委員が自らの活動を振り返り、今後の活動の発展につなげる取り組みにしていきたいとの考えのもと、検討を重ねました。この機会に、ぜひ単位民児協で一人ひとりの民生委員・児童委員が「地域版 活動強化方策」の検討のプロセスをとおして、自らの活動を考え、今後の民生委員・児童委員活動の目標を考えてみてください。

制度創設 101 年めとして、新たな 100 年に向けた一歩をふみ出した今、民生委員制度がさらなる人びとの理解と信頼を得て、確固たるものとして将来にわたり引き継がれていくよう、私たちは先達の思いを受け継ぎ、全国の委員がその力をあわせ、さらなる取り組みをすすめていくことが大切です。「100 周年活動強化方策」を具体化し、今後も民生委員・児童委員制度がより一層発展していくよう、本会としても引き続き全国の皆様とともにすすんでまいりたいと考えておりますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

平成 30 年 9 月

全国民生委員児童委員連合会 会長 得能 金市





## はじめに

### 1. 「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」と「全国児童委員活動強化推進方策 2017」

民生委員制度は、平成 29 年に制度創設 100 周年を迎えました。全国民生委員児童委員連合会（以下、全民児連）は、平成 29 年 7 月に、この制度創設 100 周年にあたり、「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策 ～人びとの笑顔、安全、安心のために」（以下、「100 周年活動強化方策」）を公表しています。

これまでも全民児連では、昭和 42 年の制度創設 50 周年以降、10 年ごとに「活動強化方策」を策定し、向こう 10 年間の民生委員・児童委員活動、民児協活動の方向性を示してきました。今回の「100 周年活動強化方策」は、100 周年という大きな節目にあたっての方策として、向こう 10 年間だけでなく、これまで民生委員・児童委員が果たしてきた役割をふまえながら、長期的な視点にたって取りまとめをしています。

今回の「100 周年活動強化方策」の大きな特徴は、「地域版 活動強化方策」の作成を提案しているところにあります。これまでの活動強化方策は、全民児連が全国の民生委員・児童委員、民児協のこれからの活動を提案し、ともに取り組むものとして作成されていましたが、「100 周年活動強化方策」では地域の実情をふまえ、「わがまちならでは」の活動強化方策の作成を呼びかけています。

さらに全民児連では平成 29 年 11 月に、「児童委員制度創設 70 周年 全国児童委員活動強化推進方策 2017」（以下、「児童委員方策 2017」）を取りまとめ、公表しています。「児童委員方策 2017」は、「100 周年活動強化方策」をふまえ、児童委員活動をより積極的に進めるものです。「児童委員方策 2017」の具体化にあたっては、「地域版 活動強化方策」作成にあたり、児童委員活動の取り組みについて明示することが期待されています。

## 2. 「地域版 活動強化方策」に取り組むにあたって

「地域版 活動強化方策」とは、各民児協がこれからの活動目標を明確にするために作成するものですが、これまでの民生委員・児童委員活動、民児協活動を振り返り、整理することを目的に取り組んでみましょう。何か新たなことに取り組むことを意図したものではありません。民生委員制度創設100周年に立ち会ったひとりとして、この機会に、地域の実情や課題を把握し、民生委員・児童委員活動、民児協活動としてこれまで取り組んできたことを整理し、今後の活動の方針や目標を検討するためのツールとして取り組んでみましょう。

「地域版 活動強化方策」の検討にあたっては1年間だけの計画として考えるのではなく、3年1期の委員の任期を考慮して、今の任期中に取り組むこと、次期の任期（3年）で取り組むこと、その次の任期（3年）で取り組むことなど10年を見通して活動の方針や目標を考えていきましょう。もちろん任期にあわせて退任する委員や新任の委員がいますので、今の任期において「活動強化方策」の作成をすすめ、その次の任期に引き継いでいくといった視点も大切です。

これまで毎年、事業計画や活動計画を作成している民児協もあります。そうした民児協では、あらたに活動強化方策に取り組むということではなく、毎年作成する事業計画等について、中長期的な視点で検討してみましょう。

名称も「活動強化方策」に限るものではありません。それぞれの単位民児協、市区町村民児協、都道府県・指定都市民児協で話し合っ、地域にあわせて親しみやすい「〇〇プラン」など愛称を考えてみるのも良いでしょう。

## 3. 本冊子「推進の手引き」の目的

今般、全民児連では、「地域版 活動強化方策」の作成を、単位民児協、市区町村民児協、都道府県・指定都市民児協で取り組んでいただくために、「推進の手引き」を作成しました。

「推進の手引き」は、「100周年活動強化方策」「児童委員方策2017」をふまえ、一人ひとりの民生委員・児童委員が地域で具体的な活動を実践するにあたって、



基本的な考え方や手順等を整理するための資料として作成しています。「こうしたわけにはいかない」という性格のものではありません。地域の実情を把握し、地域の課題を明らかにしたうえで、地域課題に対し、これまでの民児協の活動で何ができているのか、今後、どういった取り組みをすすめるのかなど活動を振り返るとともに、民児協としての活動計画や活動方針づくり、運営管理の向上に役立てることを意図しています。

「推進の手引き」では、こうした地域の実情を把握し、地域の課題を明らかにするために、ワークシートA～Cを示しています。ただし、ワークシートA～Cはすべて記入しなければいけないというものではありませんし、項目についても各地の地域性にあわせて増やしたり、減らしたりして工夫していただければ幸いです。この機会にそれぞれの地域の実情や課題を把握し、今後、どのような活動を行っていくのか、検討するためのツールとして積極的に活用いただければ幸いです。

ワークシートC 民児協 活動強化方針

【 】 地区民児協 (氏名)

※わかっているところから記入してください。今後の取り組みは予定している活動の状況に応じて記入し、実施してからの状況やアイデアなどを事後報告により詳細に報告することも可能です。

【 】 地区民児協 (氏名)

※わかっているところから記入してください。すべての項目を記入する必要はありません。

ワークシートB 地域の課題

【 】 地区民児協 (氏名)

※わかっているところから記入してください。すべての項目を記入する必要はありません。

ワークシートA 地域の実情

【 】 地区民児協 (氏名)

※わかっているところから記入してください。すべての項目を記入する必要はありません。

1-① 私の地域の「思い」とこと

1-② 私の地域の「課題」

1-③ 地域の現状

1-④ 民生委員・児童委員活動のやりがいや喜び

2 地域の状況について記入してください。

項目	私の地域はどの程度	私の所属する自治体はどの程度
人口	人	人
人口密度	世帯	世帯
社会福祉施設数	世帯	世帯
児童福祉施設数 (児童1人)	人 ( % )	人 ( % )
ひとり暮らし高齢者数	人	人
ひとり暮らし高齢者割合	人	人
ひとり暮らし高齢者割合 (18歳未満)	人	人
ひとり暮らし高齢者割合 (65歳未満)	世帯	世帯
ひとり暮らし高齢者割合 (65歳未満)	人	人
ひとり暮らし高齢者割合 (65歳未満)	人	人

3 地域の関係機関・団体の名称と電話番号を記入しましょう。

名称	住所	TEL
1 市・区役所、駅前地区センター		
2 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
3 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
4 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
5 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
6 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
7 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
8 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
9 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
10 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
11 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
12 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
13 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
14 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
15 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
16 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
17 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
18 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
19 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
20 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
21 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
22 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
23 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
24 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
25 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
26 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
27 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
28 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
29 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
30 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
31 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
32 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
33 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
34 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
35 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
36 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
37 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
38 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
39 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
40 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
41 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
42 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
43 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
44 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
45 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
46 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
47 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
48 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
49 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
50 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
51 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
52 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
53 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
54 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
55 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
56 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
57 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
58 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
59 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
60 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
61 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
62 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
63 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
64 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
65 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
66 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
67 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
68 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
69 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
70 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
71 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
72 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
73 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
74 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
75 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
76 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
77 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
78 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
79 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
80 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
81 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
82 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
83 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
84 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
85 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
86 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
87 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
88 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
89 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
90 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
91 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
92 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
93 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
94 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
95 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
96 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
97 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		
98 市・区役所、駅前地区センター(子育て支援)		
99 市・区役所、駅前地区センター(高齢者支援)		
100 市・区役所、駅前地区センター(障害者支援)		

## 第1章

# 「地域版 活動強化方策」推進の考え方

## 1. ボトムアップで「活動強化方策」を作成します

全民児連では「地域版 活動強化方策」の作成について、「単位民児協」「市区町村民児協」「都道府県・指定都市民児協」の3段階で活動強化方策をそれぞれ検討し、相互に連携しながら取り組みをすすめることとしています。

単位民児協では、地域の実情や課題を反映して「単位民児協版 活動強化方策」（以下、単位民児協版方策）を作成する、市区町村では、単位民児協で作成した単位民児協版方策をふまえ、市区町村の実情や課題を反映して「市区町村民児協版 活動強化方策」（以下、市区町村民児協版方策）を作成する、都道府県・指定都市民児協では市区町村民児協版方策を集約し「都道府県・指定都市民児協版 活動強化方策」（以下、都道府県・指定都市民児協版方策）を作成する、という流れでボトムアップしていきます（関係図は図1参照）。

したがって、取り組みをすすめるにあたっては、市区町村民児協は単位民児協版方策の作成を支援し、都道府県・指定都市民児協は、市区町村民児協に対し、市区町村民児協が行う単位民児協への支援も含め、市区町村民児協版方策の作成を支援していくという相互の連携が大切です。





図 1 段階別「活動強化方策」関係図

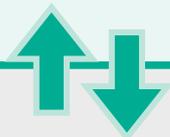
### 【単位民児協】

1. 地域の実情を把握する
2. 地域の課題を明らかにする
3. 地域の関係機関との連携状況を把握する
4. 活動目標（方針）を設定する
5. 実践に移す（事業計画への反映）
6. 取り組みを評価する
7. 必要に応じて意見具申する
8. 目標（方針）を見直し、再設定する



### 【市区町村民児協】

- |                          |                                 |
|--------------------------|---------------------------------|
| 1. 市区町村の実情を把握する          | 6. 市区町村民児協版方策の目標を設定する           |
| 2. 市区町村の課題を明らかにする        | 7. 市町村地域福祉計画、地域福祉活動計画等への反映、意見具申 |
| 3. 単位民児協の活動目標（方針）設定を支援する | 8. 取り組みの把握と目標（方針）の見直し           |
| 4. 各単位民児協の活動目標（方針）を集約する  |                                 |
| 5. 関係機関との連携状況を把握する       |                                 |



### 【都道府県・指定都市民児協】

- |                            |                            |
|----------------------------|----------------------------|
| 1. 各都道府県・指定都市の実情を把握する      | 5. 関係機関との連携状況を把握する         |
| 2. 各都道府県・指定都市の課題を明らかにする    | 6. 都道府県・指定都市民児協版方策の目標を設定する |
| 3. 市区町村民児協の「活動強化方策」作成を支援する | 7. 都道府県地域福祉支援計画への反映、意見具申   |
| 4. 市町村民児協の活動目標（方針）を集約する    | 8. 取り組みの把握と目標（方針）の見直し      |

## 2. 単位民児協版方策は、一人ひとりの委員が取り組むことから始めます

---

単位民児協では、月に1回以上、所属する民生委員・児童委員が集まり、定例会を開催しています。定例会では、日々の委員活動の報告や情報を共有するという役割に加え、単位民児協の活動方針や内容を協議しています。

単位民児協版方策の作成にあたっては、まず一人ひとりの民生委員・児童委員が地域の実情や課題を把握し、地域に対する思いや民生委員・児童委員活動のやりがい等を確認して振り返ることから始めましょう。その後、一人ひとりの思いや考えについて、定例会等で集約するなど話しあいましょう。

一人ひとりの委員が取り組むことが難しいのであれば、経験年数等に応じて単位民児協を班に分けて話しあいの場をもってもいいでしょう。その際には、ぜひ新任の民生委員・児童委員も含め、一人ひとりの民生委員・児童委員がわが事として自分の地域の実情や課題を把握すること、そして今後の活動を考えてみるという姿勢が大切です。定例会等で検討し共有した地域の実情や課題、民生委員・児童委員としての活動への思い等をふまえ、現在の任期中に単位民児協としてどのように活動を強化していくのか、さらにその次の任期（3年）でどのような活動に取り組むのか、検討してみましょう。

壮大な計画を作成する必要はありません。この機会に地域の実情や課題を把握し、今後の取り組み事項など方向性を単位民児協のみんなで協議し、共有することが、単位民児協版方策を作るうえでのいちばんの目的です。課題を共有し、今後の取り組みに向けて定例会等で話しあってみてください。



### 3. 市区町村民児協版方策は、単位民児協の地域性や多様な活動をふまえます

市区町村民児協では、単位民児協版方策の作成を支援するとともに、単位民児協版方策の作成に向けた取り組みやその内容をふまえて、市区町村民児協版方策を検討します。単位民児協版方策は、各地域の実情や課題を単位民児協で協議したうえで作成するものとしていますので、市区町村内の各地域の実情や課題がそこに集約され、市区町村民児協としての取り組みの方向性がそこに示されていきます。

単位民児協が1つである町村においては、その規模に応じて班や地区単位等で単位民児協版方策を作成することも考えられますし、単位民児協版方策＝町村民児協版方策と考えることもできます。それぞれの地域の実情に応じて、より取り組みやすい方向で考えてみましょう。

市区町村民児協版方策の作成にあたっては、市区町村民児協の役員がリーダーシップを取りながら、市区町村内の状況や課題を整理し、市区町村民児協として現在の任期中にどのように活動を強化していくのか、さらに次の任期（3年）にどのような活動に取り組むのか、その次の任期（3年）にはどのような活動に取り組むのか、10年を見通した中期計画として検討してみましょう。

### 4. 都道府県・指定都市市民児協版方策は、広域の立場で地域を支援します

都道府県・指定都市市民児協は、市区町村民児協版方策の作成を支援し、集約しましょう。市区町村民児協版方策には、市区町村段階の課題や今後の取り組み方針が示されています。また、単位民児協や市区町村段階では取り組みにくい課題（たとえば、児童相談所との連携や貧困問題、広域防災、医療との連携など）については、都道府県・指定都市市民児協が広域の立場で支援することも必要です。

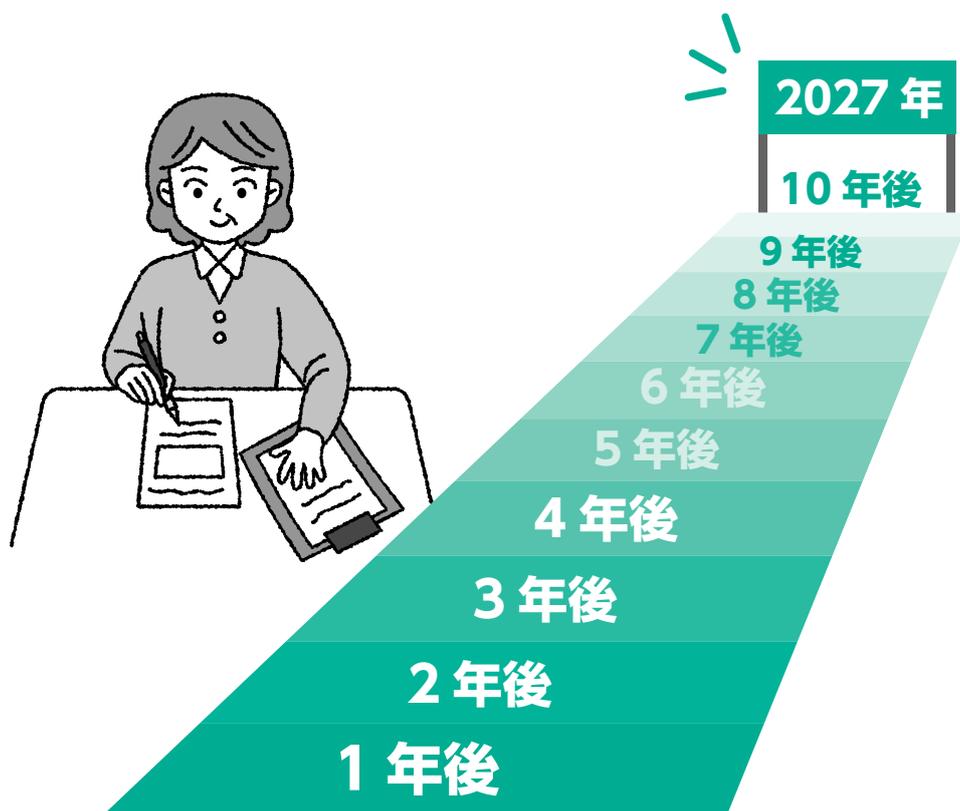
市区町村民児協が作成した市区町村民児協版方策をふまえ、都道府県・指定都市市民児協の役員がリーダーシップを取りながら、都道府県・指定都市市民児協として、現在の任期中にどのような活動に取り組むのか、次期の任期でどのような活

動に取り組むのか、その次の任期でどのような活動に取り組むのか、10年を見通して活動強化方策を検討してみましょう。

## 5. 10年間でできるだけ早い時期に活動強化方策を作成しましょう

全民児連では、単位民児協版方策、市区町村民児協版方策、都道府県・指定都市市民児協版方策の作成に向けて、これまで解説したようにボトムアップで作成していただくよう提案しています。平成31年12月には一斉改選を迎えます。次期一斉改選までに一定の検討を行い、2027年度（民生委員制度創設110周年）までの10年を見通し、なるべく10年間の早期のうちに、単位民児協版方策の作成をすすめていきましょう。

なお、すでに活動強化方策を作成した単位民児協、市区町村民児協、都道府県・指定都市市民児協においては、あらたな「活動強化方策」をつくる必要はありません。ただし、単位民児協の活動強化方策づくりをすすめるなかで、その内容をふまえ、必要に応じて改定を検討してみましょう。





## 第2章

# 「地域版 活動強化方策」作成の手引き

この章では、前述の「『地域版 活動強化方策』推進の考え方」に沿って、それぞれが活動強化方策を作成することができるように、単位民児協、市区町村民児協、都道府県・指定都市民児協ごとの活動強化方策の作成の手順や考慮すべき事項を手引きとしてまとめました。活動強化方策の作成にあたっては、この手引きを参考にしつつ、各地における地域の特性やすでに取り組みされている事項などを整理しながら、取り組みをすすめていきましょう。

## 1. 単位民児協版方策作成の手引き

単位民児協版の作成にあたっては、一人ひとりの民生委員・児童委員がご自身の活動や地域への思いをふりかえり、自ら担当地域の実情を把握し、課題を整理すること、そして定例会等にそれを持ち寄り、今後の単位民児協としての活動の課題や方向性などを話し合うことが何よりも大切です。

こうしたことをできるだけ効率的に取り組めるよう、手順（ステップ1～3）とワークシートを示しました。ただし、必ずしもこの手引きで示したとおりの手順やワークシートで取り組まなければいけないというものではありません。ワークシートの項目は、それぞれの地域において使いやすいよう見直していただいても構いません。民生委員・児童委員が自らの担当地域について関心や課題意識をもつためのツールとして活用してみてください。

### (1) 作成のステップ

#### ステップ1 地域の実情を把握しましょう

単位民児協版方策の作成にあたって、まずは、地域の実情を把握し、地域の課題を明らかにしてみましょう。

ワークシートA 地域の実情

〔 〕 地区民児協 〔氏名 〕

※わかつているところから記入してください。すべての項目を記入する必要はありません。

1-① 私の地域の「良い」ところ

1-② 私の地域の「課題」

1-③ 理想の地域像

民生委員・児童委員活動のやりがいや喜び

地域の状況について記入してみましょう。

項目	私の担当区域の状況	私が所属する 単位民児協がある地域の状況
①人口	人	人
②世帯数	世帯	世帯
③生活保護受給世帯	世帯	世帯
④高齢者数（高齢化率）	人（ %）	人（ %）
⑤ひとり暮らし高齢者数	人	人
⑥要介護認定者数	人	人
⑦児童数（18歳未満）	人	人
⑧ひとり親世帯	世帯	世帯
⑨障害児者	人	人
⑩避難行動要支援者	人	人

3 地域の関係機関・団体の名称と電話番号を記入しましょう。

関係機関・団体	名 称	TEL
①市・区役所、町村役場の高齢者担当部		
②市・区役所、町村役場の子ども・子育て家庭担当部		
③市・区役所、町村役場の障害児者担当部		
④市・区役所、町村役場の生活保護担当部		
⑤市・区役所、町村役場の教育委員会		
⑥生活困窮者自立支援機関		
⑦地域包括支援センター		
⑧障害者相談支援事業所		
⑨地域子育て支援センター		
⑩市区町村社会福祉協議会		
⑪保健所（都道府県組織）、保健センター（市町村組織）		
⑫児童相談所（都道府県組織）		
⑬福祉事務所（都道府県組織、町村の場合）		
⑭精神保健福祉センター（都道府県組織）		
⑮発達障害者支援センター（都道府県組織等）		
⑯ハローワーク（国組織）		
⑰介護事業所		
⑱障害者福祉サービス事業所		
⑲保育所・幼稚園・認定こども園		
⑳小学校		
㉑中学校		
㉒地域子育てひろば		
㉓地域若者サポートステーション		
㉔医療機関（病院・診療所など）		
㉕警察署		
㉖消防署		
㉗自治会・町内会		

— 28 —

— 29 —

まずは、一人ひとりの民生委員・児童委員が取り組んでみましょう!

すべての項目を記入する必要はありません

あらためて調べる必要はありません

### ① 一人ひとりの民生委員・児童委員が地域の実情を記入します

**ワークシートA** を民生委員・児童委員の人数分コピーして定例会等で配布します。用紙を持ち帰り、一人ひとりの民生委員・児童委員がご自分の担当区域の実情を記入してみてください。

ワークシートAは、すでに把握している、あるいは実情をわかっている項目から記入してください。無理してすべての項目を記入する必要はありません。地域への思いや民生委員・児童委員活動のやりがいなどについても、一人ひとりで記入してみましょう。

### ② 定例会等で発表しあい共有します

次の定例会等でワークシートAを持ち寄って、地域の実情を互いに発表しあい、整理して共有しましょう。1回の定例会でワークシートAを完成させる必要はありません。たとえば定例会で15分だけ時間を取り、ワークシートAの1の部分だけ話しあってみるとか、ワークシートAで子ども・子育て家庭に関わるところだけ議論してみる、次の定例会では高齢者世帯について議論してみるなど、それぞれの民児協で検討する方法を工夫してみてください。



### ③ 地域の実情を把握することの意味

単位民児協内で、ワークシート A を使って地域の実情や課題を共有することで、「私の担当区域には生活保護世帯はないけれども、単位民児協でみていくと 30 世帯あるのね」とか「私のエリアにはひとり暮らし高齢者世帯が 40 もあるけど、〇〇さんのところでは 15 しかない代わりに担当世帯数が 800 を超えている」などといった単位民児協内の実情を把握することができます。

また、関係機関・団体についても日常的な活動の関わり方は一人ひとりの委員により異なる場合もありますし、他の委員が関わっていても自分ではまったく関わったことのない機関・団体もあるでしょう。記入した機関・団体とどのように関わったかを話しあうことは、みなさんの地域にある機関・団体を多角的に理解できるとともに、新しい発見や知識の蓄積にもつながります。

このように地域の状況や関係機関・団体の把握など民生委員・児童委員としてお互いの区域の実情や課題を確認することは、地域で活動する際の有意義な情報が得られ、円滑な活動に役立つものとなります。

### ▶ ワークシート A の記入方法

**1-①** には、担当する区域や所属する単位民児協の地域の特徴について、地域の活動や人口動態、地理的特徴などで民生委員・児童委員活動をすすめる際に「良い」と思われるところを記入してください。たとえば、「町内会活動が盛んで、地域住民には顔が見える関係ができています」「すべての町内にふれあい・いきいきサロンがある」「平坦な土地で、徒歩や自転車で移動しやすい」など。

**1-②** は、担当する区域や所属する単位民児協の地域の特徴について、地域の活動や人口動態、地理的特徴などで民生委員・児童委員活動をすすめる際に「課題」と思われるところを記入してください。たとえば、「オートロックマンションが多く、中に入ることが困難で、訪問活動に支障がある」「ひきこもりの人が最近増えている」「大きな河川があり水害が起こる心配がある」など。

**1-③** は、どんな地域にしていきたいか、ご自分の思いを記入してみましょう。「地域のつながりをつくり、地域の関係者と連携がとれる地域」「子育て・子育てを支えるまち」「民生委員・児童委員活動をみんなが知っている地域」など、

具体的なことや夢、理想まで含めて記載してみましょう。

**1-④** は、民生委員・児童委員活動のやりがいや喜びについて記入してください。「地域内の子どもたちに顔を覚えられて日常的にあいさつをしてくれるようになった」「支援をしている人に感謝されてうれしかった」など、民生委員・児童委員活動を続けているなかでのやりがいや喜びを感じる場面について、文章に書いてみて、定例会などで共有してみましょう。

**2** は、担当する区域と所属する単位民児協の地域に関する基礎的な情報を記入してください。統計的な情報ではなく、ご自身で把握している人数等がかまいません。福祉票などを活用している場合は、その人数を記入しましょう。なお、わからない項目は、記入しなくてもかまいません。

**3** は、所属する単位民児協の地域にある関係機関や団体の名称（固有名詞）と電話番号を記入してください。たとえば、市役所の高齢者担当部署でしたら、「〇〇市高齢者支援課」「●●●-4567」と具体的に記載してください。また、児童相談所や町村の生活保護を担当する福祉事務所など都道府県組織については、わかる範囲で記入してください。なお、同じ項目で関係機関・団体が複数ある場合（たとえば、介護事業所や医療機関など）やNPO法人など日ごろの活動で関わりのある団体などは、余白の欄に記載しましょう。

この表は市区町村民児協の事務局などで記入すれば簡単に一覧表ができあがりますが、一人ひとりの委員が実際に関わった機関・団体について関わったときの状況などを思い浮かべながら記入することに意味があります。





## ステップ2 地域の課題を明らかにしてみましょう

地域の実情をふまえたうえで、地域の課題を明らかにしてみましょう。ワークシートBの項目は、平成28年度に全民児連が実施した全国モニター調査の「調査1 社会的孤立を背景とする課題に関する調査」の項目にあわせています。全国モニター調査では、全国23万人余の全民生委員・児童委員に調査依頼をし、5万3千人を超える委員がこうした社会的孤立を背景とする課題を抱えた人や世帯への支援を行った経験があると回答しています。4人に1人の委員が支援を行った経験を有しており、またこういった課題には地域性による差異があまりなかったことから、全国各地にこうした課題があることが想定されます。実際に関わっていて書ける項目だけでもいいので、記入してみましょう。

項目の1つ、または  
2つを選んで記入しても  
構いません

ワークシートB 地域の課題

〔 〕 地区民児協 (氏名)

※わかっているところから記入してください。すべての項目を記入する必要はありません。

項目	現状	今、取り組んでいること	今後、取り組んでいくこと	連携する機関
①ひとり暮らし高齢者				
②認知症高齢者				
③身体障がい者 (手帳所持者に限らない)				
④知的・精神・発達障がい (手帳所持者に限らない)				
⑤生活保護受給世帯				
⑥外国籍住民				
⑦刑余者 (刑務所等からの出所者)、逮捕歴のある人				
⑧児童虐待				
⑨不登校				
⑩ひとり親世帯				
⑪非行				
⑫災害被災地からの避難者				
⑬ゴミ屋敷				
⑭親の年金頼みで子が無職 (いわゆる 8050)				
⑮近隣住民とトラブルが生じている世帯				
⑯住まい不安定 (立ち退き等)				
⑰ひきこもり				
⑱ヤングケアラー (18歳未満の介護者など)				
⑲ダブルケア (育児と介護が同時進行)				
⑳その他 (				

ご自身が取り組んでいること、  
取り組んでみたいことを  
記入しましょう

活動のなかで  
気になっている課題から  
記入してみましょう!

- 30 - - 31 -

## ① 地域のなかの課題を抱えた人や家族の状況を記入します

**ワークシートB**を民生委員・児童委員の人数分コピーして定例会等で配布します。用紙を持ち帰り、一人ひとりの民生委員・児童委員がご自分の担当区域にいる気になる人や支援が必要と思われる人などについて記入してみてください。

記入したシートを定例会等に持ち寄り、情報を整理して共有します。あるいは、定例会などでシートの項目について話しあいながら、記入しても良いでしょう。

すべての項目を記入する必要はありません。地域のなかでとくに課題と感じている項目にしぼって話しあっても構いません。単位民児協で、とくに地域のなかで課題を感じている項目はどれか話しあい、その項目を中心にその課題に対してどのような取り組みが考えられるか、話しあってみましょう。

## ② 連携する関係機関・団体を記入します

また、ワークシートBには、「連携する機関」を記入する欄を設けています。地域のなかにいる課題を抱えた人や家族に対する支援は、民生委員・児童委員がひとりで行うものではありません。その課題に関係する地域の機関・団体につながるのが、民生委員・児童委員の役割です。どういった関係機関・団体につながるのか、ワークシートAも活用しながら話しあってみましょう。

ワークシートをもとに検討することにより、単位民児協の地域内にはどのような課題があり、その課題に対して単位民児協としてどのように関わっていき、どの機関や団体につないでいけば課題の解決につながっていくのかを考えることができます。

ステップ1とステップ2の作業を通じて、地域の実情を把握し、地域の課題を明らかにしていくことができます。また、こうしたことを単位民児協全員で協議することにより、単位民児協の活動を振り返り、活動方針を整理することが可能になります。



## ▶ワークシートBの記入方法

ご自身の活動のなかで気になっている課題から記入してください。たとえば、ひとり暮らし高齢者の項目では、**現状**は、「〇〇人」と把握している人数や「近くに商店がなく、買い物に苦勞している世帯が多い」など気になることや課題を記入します。**今、取り組んでいること**は、「定期的な見守り訪問活動」など実際の取り組みを記入します。**今後、取り組んでいくこと**は、「買い物支援、移動支援の必要性について市に意見具申していく」など、これから取り組む予定の活動や取り組みたいことを記入します。具体的な文章ではなくても、考えていることを箇条書きで記入してもかまいません。

なお、対象者や家族の状況を記入する際には、ご本人のプライバシーに配慮して、イニシャルで表示するなど対象者や家族が特定されないように記入してください。

このシートの作成は、ご自身の活動を整理するうえで役立ちます。



### ステップ 3

## 「100周年活動強化方策」等の重点項目にあわせて、 単位民児協版方策を作成しましょう

① 「今、取り組んでいること」「今後、取り組んでいくこと」を整理します  
次に、整理した地域の実情や課題をふまえて、「100周年活動強化方策」や「児童委員活動方策 2017」の重点項目にあわせて、単位民児協として **今、取り組んでいること**、**今後、取り組んでいくこと**を委員一人ひとりが記入してみましょ  
う（ワークシート C）。もちろん、定例会などでみんなと話しあいながら記入しても良いでしょう。

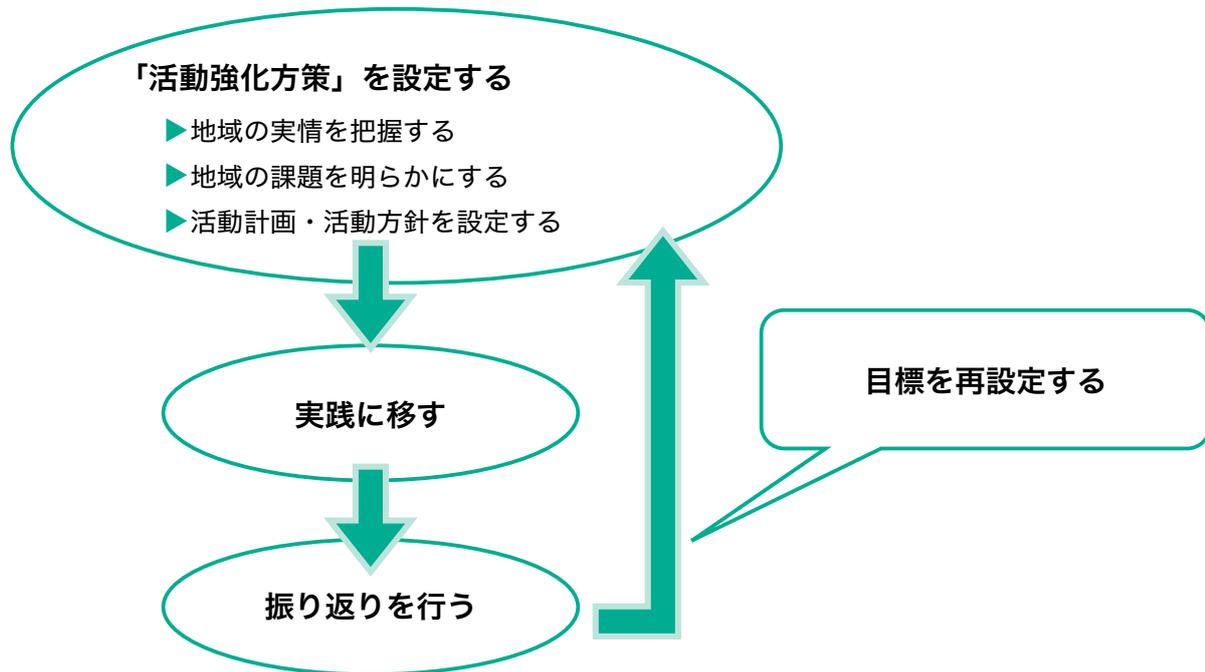
単位民児協では、これまでも「挨拶運動」やサロン活動など、さまざまな活動を行っていますので、実施してきた活動や事業を **今、取り組んでいること**の項目に整理して記入します。そして、たとえばワークシート B でひとり暮らし高齢者の買い物支援や移動支援ニーズがあるということが明らかになっているのであれば、**今後、取り組んでいくこと**の項目に、「買い物支援や移動支援の必要性について市に意見具申する」といった内容を記入してみましょ。定例会などでは、現在何が取り組めていて、今後はどういう活動を展開していくのかという民児協活動の現状と展望について、単位民児協の委員全員で話しあっていくことが大切です。

ワークシート C		〔 〕 民児協 〔氏名 〕	
民児協版 活動強化方策		※ わかっているところから記入してください。今後の取り組みは予定している具体的な活動だけではなく、実践してみたい内容やアイデアなどを簡潔書きにしたり抽象的な書き方もかまいません。	
100周年活動強化方策・児童委員方策の重点項目	今、取り組んでいること	今後、取り組んでいくこと	
<b>重点 1 地域のつながり、地域の力を高めるために</b> 今日、地域においては、さまざまな課題を抱えながら、孤立し、また十分な支援を受けることができないなかで生活している人や家庭が数多く存在しています。 誰もが孤立せず、地域のなかで笑顔で生活を送ることができるようにするためには、希薄化しがちな人と人のつながりを強化し、地域の力によって誰もが支え合える地域を創っていくことが大切です。 民生委員・児童委員および民児協は、地域の幅広い関係者と連携し、これまで以上に積極的に人びとを働きかけ、「わがまちならでは」の仕組みづくり、取り組みを進めていくことが期待されます。そのために、以下のような取り組みを進めましょ ①自治会・町内会活動と民生委員・児童委員活動との連携強化 ②「一声運動」[挨拶運動] などを通じたつながりの強化 ③住民同士が支え合える仕組みづくりの協力 ④子育てを応援する地域づくりの推進			
<b>〔児童〕重点 1 子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の子育て応援団となる</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての親子が地域のなかで誰かとつながっていることを実感し、何かあったときには頼れる相手がいるという安心感をもてるようにしていく。</li> <li>児童委員、主任児童委員として日頃から学校行事などへの参加や登下校時の見守りなどを通じて、地域の子どものための「身近なおとな」となれるような関係づくりを進めることが期待される。また子育て中の親にとって「人生の先輩、子育ての先輩」として、身近な存在となることも期待されている。</li> </ul>			
<b>〔児童〕重点 2 子育てを応援する地域づくりを進める</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育てや子どもの健やかな育ちを地域で支えていく。</li> <li>率先して「子育て応援団」となると同時に、地域住民への働きかけを行なうことで地域に「子育て応援団」を増やし、子育てを応援する地域づくりを進める。</li> </ul>			

「100周年活動強化方策」  
「児童委員活動方策 2017」の  
重点項目にあわせて  
記入してみましょ!



図2 単位民児協版方策の基本的なすすめ方



また、今期はどのような取り組みをしていくのか、さらに次の任期（3年）ではどのような活動に取り組むのか、その次の任期（3年）ではどのような活動に取り組むのか、10年間の長期を見通して検討していきましょう。

ワークシートCで整理した **今、取り組んでいること**、**今後、取り組んでいくこと** を整理すると単位民児協版方策ができあがります。方策を冊子にする必要はありません。単位民児協の活動方針を共有していることが大切です。

## ② 単位民児協版方策の活用を

完成した単位民児協版方策は、年度ごとに作成している事業計画や活動方針を補完するものとして、ぜひ単位民児協で活用してください。また、これまで事業計画や活動方針を作成していない民児協では、単位民児協版方策に記入した **今後、取り組んでいくこと** を整理し直して年度ごとに活動を組み立てるなど、この機会に活動計画や活動方針を作成してみましょう。

さらに、単位民児協版方策に記入した取り組みで、市町村等の行政が取り組むべき内容や改善が必要な活動、規定・基準などがあれば、市町村長に対して新規の活動や改善案などを積極的に意見具申しましょう。

なお、単位民児協版方策を作成する際には、一人ひとりの民生委員・児童委員が考えている地域の思いや活動のやりがいなども共有してください。定例会などでどういう地域にしていきたいか、どういう活動をしたいかなど夢や理想を語りあい、民生委員・児童委員一人ひとりがやりがいをもって楽しく活動するためには、どのような工夫や環境が必要なのかについても、話しあってみましょう。





## (2) 活動を計画的にすすめる意味

民生委員・児童委員活動は日々の活動の積み重ねですが、そこには地域福祉や地域共生社会づくりをすすめるという意識をもって取り組むことが大切です。

単位民児協には、所属するすべての民生委員・児童委員が集まり、協議を深めることにより、日常の活動を振り返るとともに、一人ひとりの委員の悩みや課題を共有し、お互いに支えあいながら解決へと結び付けていくための機能があります。

また、単位民児協には地域福祉や地域共生社会づくりをすすめる組織として、地域の関係機関や団体などと協働・連携した取り組みが求められています。

民生委員・児童委員活動は幅広い活動に取り組むなかで、日々の活動に追われてしまうということもあるでしょう。単位民児協版方策を作成することで、地域の実情をふまえ課題を明らかにして目標を共有することができるため、優先して取り組む活動や無理のない活動、関係者との連携などを計画的にすすめていくうえで役に立つことでしょう。

## (3) 活動の振り返りを大切にします

単位民児協版方策にもとづく日々の活動は、事業計画や活動方針により具体的に取られます。活動は、民生委員・児童委員の一人ひとりが取り組むこともあれば、単位民児協として組織的に取り組むこともあります。また、市区町村民児協の活動として取り組む活動もあるでしょう。このように委員が個人で取り組むにしても、組織的に活動することにしても、実践がすべて順調に取り組まれるとは限りません。活動しているうちに当初の目標からそれてしまう、あるいは遅々としてすすまないこともあります。予定どおりにすすんでいるかのように思っても、住民や地域から見ると当初と違った活動を創り出しているかもしれません。委員個人としてあるいは単位民児協として、必要に応じて、適切な時期に活動を振り返ることは、その後の活動を継続することや軌道修正、または発展させるにあたって、とても大切なことです。

組織的な活動には、PDCA サイクルをもつことが重要とされています。Plan = 計画をつくる、Do = 実践する、Check = 評価する、Action = 改善する、の4つの要素を活動のなかに取り入れることです。「活動強化方策」も、その活動を評価し、振り返ることが大切です。民児協としての取り組みが地域の課題に対し、どのような効果があったのか、どこができてどこが難しかったのか、振り返ることにより、次の活動につなげていくことができます。

そのうえで必要があれば、活動目標を再設定していきましょう。





## 2. 「市区町村民児協版 活動強化方策」作成の手引き

### (1) 作成にあたって

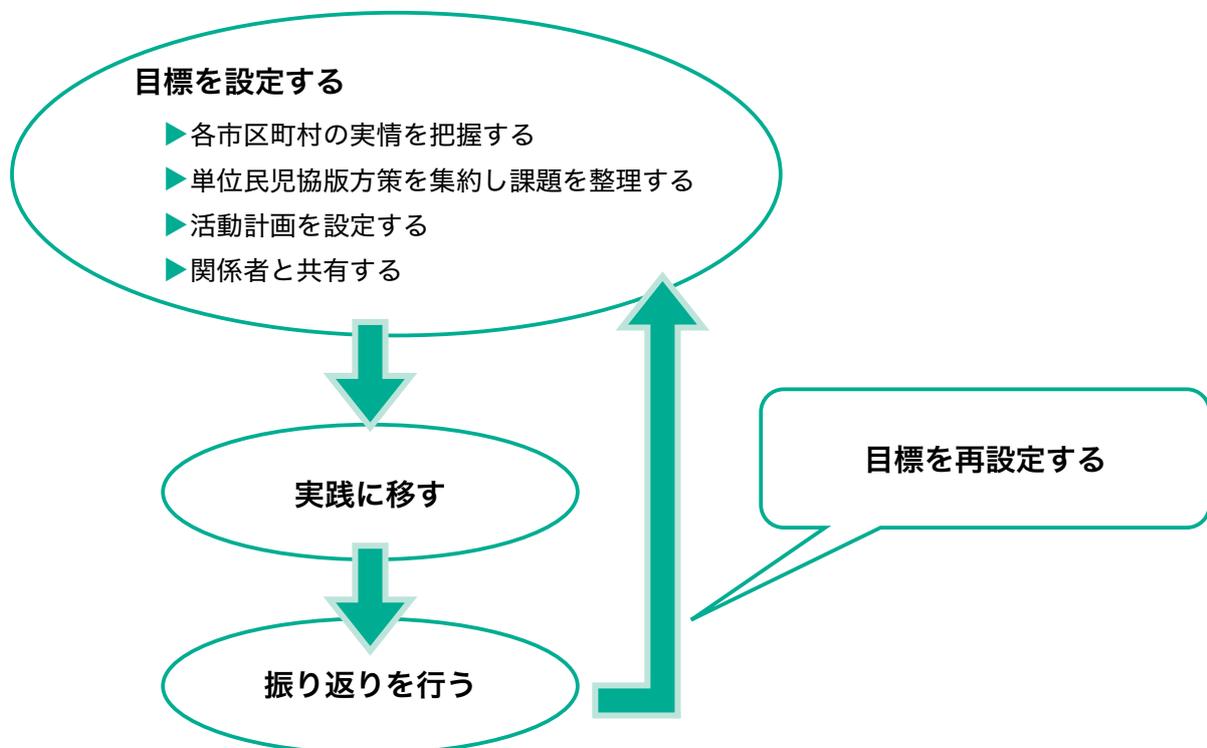
#### ① 基本的なすすめ方

市区町村民児協版方策の基本的なすすめ方は図3のとおりです。

まずは、市区町村の実情を把握し、市区町村の課題を明らかにしてみましょう。この際に、単位民児協版方策を集約し、記載されている課題を整理することも有用です。市町村地域福祉計画や子ども・子育て支援計画等、各種計画に「民生委員・児童委員」、「主任児童委員」がどのように位置づけられているのか確認してみましょう。

実情や課題の整理ができたなら、「100周年活動強化方策」「児童委員方策2017」の重点項目にあわせて、具体的にどのように取り組むのか、検討してみましょう。

図3 市区町村民児協版方策の基本的なすすめ方



## ② これまでの事業計画等との関係性

なお、すでに「活動強化方策」を策定した市区町村等においては、新たな方策をつくる必要はありません。単位民児協版方策の作成に向けた取り組みを支援し、そのなかで、今ある活動強化方策等に対して、単位民児協版方策における取り組みや内容をふまえて、できるだけ集約し、反映させていきたいと思います。

また、市区町村民児協では、毎年、事業計画を作成し、事業計画に基づいて活動を重ねています。この事業計画を、3年1期の委員任期を考慮して、10年間を見通して長期的視野に立った中期計画として策定に取り組みましょう。

## ③ 方策の具体化と地域福祉計画等との連携

具体的に地域福祉施策へ反映していくためにも、市町村地域福祉計画、地域福祉活動計画等への意見具申を積極的に行っていきましょう。

市区町村においては、包括的な支援体制の構築に向けて、住民に身近な圏域において住民による助けあい活動や居場所づくりをすすめ、多様な生活課題や福祉課題を丸ごと受け止め、支援につなげるために、地域のネットワークづくりや専門職（コミュニティソーシャルワーカー等）の配置等の取り組みをすすめることが求められており、市区町村民児協はこうした動きとも協働することが重要です。





## (2) 「100周年活動強化方策」「児童委員方策2017」重点項目による 具体的取り組み

市区町村民児協版方策の作成に向けても、ワークシートCを活用し、「100周年活動強化方策」「児童委員方策2017」の重点項目にあわせて、単位民児協版方策等をふまえながら、市区町村民児協として**今、取り組んでいること、今後、取り組んでいくこと**を整理してみましょう。

## (3) 市区町村民児協として取り組んでいくべきこと

市区町村民児協として、市区町村民児協版方策を作成するにあたり、次の事項についてもあわせて取り組みましょう。

### ① 単位民児協版方策の作成を支援しましょう。

- ▶ 単位民児協版方策は、民生委員の負担となるものではなく、民生委員活動、民児協活動を振り返り、これからの活動方針を整理するためのものです。
- ▶ 単位民児協では「推進の手引き」のワークシートを使い、地域の実情、課題を整理することで、今後の活動へと結び付けていけることを伝えてください。
- ▶ 単位民児協でワークシートAを整理しやすくするため、市区町村の各関係機関・団体の固有名詞やTEL等が記載されたリストがあれば提供し、作成の支援を行ってください。

### ② 「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会」報告書の「関係者が取り組んでいくべき事項」で整理した事項を参考に、市区町村民児協として要望、意見具申が必要な取り組みを整理してみましょう。

③ 市町村地域福祉計画、地域福祉活動計画等に反映し、「活動強化方策」の具体化を図っていきましょう。

- ▶ 市町村地域福祉計画、地域福祉活動計画に「民生委員・児童委員」「主任児童委員」がどのように位置づけられているのか、確認してみましょう。
- ▶ 市町村地域福祉計画等の検討委員会に民児協関係者が委員として参画していることが多くあります。委員会において発言する際には、「活動強化方策」を検討するにあたり、把握した地域の実情や課題も参考にしてみましょう。
- ▶ 市町村地域福祉計画、地域福祉活動計画等に対し、地域の実情や課題を反映するべく、意見具申を行うことも有用です。市町村地域福祉計画等、各種計画の作成に民児協として積極的に関与していきましょう。





### 3. 「都道府県・指定都市民児協版 活動強化方策」作成の考え方

#### (1) 作成にあたって

##### ① 基本的なすすめ方

都道府県・指定都市民児協版方策の基本的なすすめ方も、市区町村民児協版方策と同じです。ただし、都道府県・指定都市民児協の大きな役割は、自らの方策を作成することだけではなく、単位民児協版方策、市区町村民児協版方策を応援するところにあります。単位民児協版方策、市区町村民児協版方策の作成を支援し、その取り組みを評価することを通して、都道府県・指定都市の実情と課題を把握し、都道府県・指定都市版方策へとつなげていきましょう。

都道府県・指定都市民児協版方策の作成のすすめ方も、都道府県・指定都市の実情を把握し、都道府県・指定都市の課題を明らかにすることからはじめてみましょう。この際に市区町村民児協版方策をできるだけ集約し、記載されている課題も整理していきます。

また、地域性やすでに作成した都道府県・指定都市民児協版方策の内容に応じて、単位民児協で取り組むワークシート A、ワークシート B の項目を検討することも考えられます。ワークシート A、ワークシート B の項目は固定のものではありません。それぞれの地域の特性をふまえ、項目を増やしたり減らしたりして都道府県・指定都市内の単位民児協の活動を評価し、課題を見出しやすいよう工夫してみてください。

なお、単位民児協や市区町村段階では取り組みにくい広域的な課題（たとえば、児童相談所との連携や貧困問題、広域防災、医療との連携など）については、都道府県・指定都市民児協版方策として取り上げ、単位民児協版方策と市区町村民児協版方策の作成を支援することも大切な役割です。

実情や課題の整理ができれば、「100周年活動強化方策」「児童委員方策 2017」の重点項目にあわせて、具体的にどのように取り組むのか、検討してみましょう。

## ② これまでの事業計画等との関係性と具体化に向けて

なお、すでに「活動強化方策」を策定した都道府県・指定都市、3年1期に活動方針等を継続的に策定している都道府県・指定都市においては、新たなものをつくる必要はありません。市区町村民児協版方策の作成を支援するとともに、今ある方策等に対し、市区町村民児協版方策を集約し、反映させていきましょう。

都道府県・指定都市民児協では、毎年、事業計画を作成しています。この事業計画を、3年1期をスパンに、10年間を見通して、中期的視野に立って計画してみましよう。

さらに、都道府県地域福祉支援計画、地域福祉活動計画等への反映、意見具申を行うことにより、より具体的展開へとつなげていきましょう。

## (2) 「100周年活動強化方策」「児童委員方策2017」重点項目による具体的取り組み

都道府県・指定都市民児協版方策の作成に向けて、市区町村民児協版方策等も参考に、ワークシートCも活用しながら、都道府県・指定都市民児協として「100周年活動強化方策」「児童委員方策2017」の重点項目にあわせて、**今、取り組んでいること**、**今後、取り組んでいくこと**を整理してみましよう。

## (3) 都道府県・指定都市民児協が連合民児協として取り組んでいくべきこと

都道府県・指定都市民児協として、次のこともあわせて行っていきましょう。

### ① 市区町村民児協の「活動強化方策」作成を支援していきましょう。

市区町村民児協としては、単位民児協版方策の作成を支援するとともに、単位民児協版方策を集約し、市区町村としての実情や課題の把握を行ったうえで「活動強化方策」を作成することとなります。とくに単位民児協版方策の作成にあたっては、市区町村民児協による支援とともに、当該市区町村行政や社会福祉協議会の理解や協力が不可欠です。そのためにも、都道府県・指定都市民児協では、当該都道府県・指定都市の行政や社会福祉協議会に対し、「活動強化方



策」の作成への理解・協力について働きかけをすすめてみましょう。

市区町村民児協では事業計画を毎年作成しています。こうした事業計画を参考に、3年1期の委員の任期を考慮して、10年を見通して、中期的な活動目標を設定するよう働きかけましょう。

② 「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会」報告書の「関係者が取り組んでいくべき事項」で整理した事項を参考に、都道府県・指定都市民児協として要望、意見具申が必要な取り組みを整理してみましょう。

③ 都道府県地域福祉支援計画、地域福祉活動計画に反映し、「活動強化方策」の具体化を図っていきましょう。

- ▶ 都道府県地域福祉支援計画、地域福祉活動計画に「民生委員・児童委員」「主任児童委員」がどのように位置づけられているのか、確認してみましょう。
- ▶ 都道府県地域福祉支援計画等の検討委員会に民児協関係者が委員として参画していることが多くあります。委員会において発言する際には、「活動強化方策」を検討するにあたり、把握した地域の実情や課題も参考にしてみましょう。
- ▶ 都道府県地域福祉支援計画、地域福祉活動計画等に対し、地域の実情や課題を反映するべく、要望や意見具申を行っていきましょう。都道府県地域福祉支援計画等、各種計画の作成に関して、積極的に関与していきましょう。



1-① 私の地域の「良い」ところ

1-② 私の地域の「課題」

1-③ 理想の地域像

1-④ 民生委員・児童委員活動のやりがいや喜び

2 地域の状況について記入してみましょう。

項目	私の担当区域の状況	私が所属する 単位民児協がある地域の状況
①人口	人	人
②世帯数	世帯	世帯
③生活保護受給世帯	世帯	世帯
④高齢者数（高齢化率）	人（ %）	人（ %）
⑤ひとり暮らし高齢者数	人	人
⑥要介護認定者数	人	人
⑦児童数（18歳未満）	人	人
⑧ひとり親世帯	世帯	世帯
⑨障害児者	人	人
⑩避難行動要支援者	人	人

〔 〕 地区民児協 〔氏名 〕

※わかっているところから記入してください。すべての項目を記入する必要はありません。

### 3 地域の関係機関・団体の名称と電話番号を記入しましょう。

関係機関・団体	名 称	TEL
①市・区役所、町村役場の高齢者担当部		
②市・区役所、町村役場の子ども・子育て家庭担当部		
③市・区役所、町村役場の障害児者担当部		
④市・区役所、町村役場の生活保護担当部		
⑤市・区役所、町村役場の教育委員会		
⑥生活困窮者自立支援機関		
⑦地域包括支援センター		
⑧障害者相談支援事業所		
⑨地域子育て支援センター		
⑩市区町村社会福祉協議会		
⑪保健所（都道府県組織）・保健センター（市町村組織）		
⑫児童相談所（都道府県組織）		
⑬福祉事務所（都道府県組織、町村の場合）		
⑭精神保健福祉センター（都道府県組織）		
⑮発達障害者支援センター（都道府県組織等）		
⑯ハローワーク（国組織）		
⑰介護事業所		
⑱障害者福祉サービス事業所		
⑲保育所・幼稚園・認定こども園		
⑳小学校		
㉑中学校		
㉒地域子育てひろば		
㉓地域若者サポートステーション		
㉔医療機関（病院・診療所など）		
㉕警察署		
㉖消防署		
㉗自治会・町内会		
㉘		
㉙		
㉚		
㉛		

項目	現状
①ひとり暮らし高齢者	
②認知症高齢者	
③身体障がい者（手帳所持者に限らない）	
④知的・精神・発達障がい（手帳所持者に限らない）	
⑤生活保護受給世帯	
⑥外国籍住民	
⑦刑余者（刑務所等からの出所者），逮捕歴のある人	
⑧児童虐待	
⑨不登校	
⑩ひとり親世帯	
⑪非行	
⑫災害被災地からの避難者	
⑬ゴミ屋敷	
⑭親の年金頼みで子が無職（いわゆる 8050）	
⑮近隣住民とトラブルが生じている世帯	
⑯住まい不安定（立ち退き等）	
⑰ひきこもり	
⑱ヤングケアラー（18歳未満の介護者など）	
⑲ダブルケア（育児と介護が同時進行）	
⑳その他（ ）	



100周年活動強化方策・児童委員方策の重点項目

**重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために**

今日、地域においては、さまざまな課題を抱えながら、孤立し、また十分な支援を受けることができないなかで生活している人や家庭が数多く存在しています。

誰もが孤立せず、地域のなかで笑顔で生活を送ることができるようにするためには、希薄化しがちな人と人とのつながりを強化し、地域の力によって誰もが支え合える地域を創っていくことが大切です。

民生委員・児童委員および民児協は、地域の幅広い関係者と連携し、これまで以上に積極的に人びとに働きかけ、「わがまちならでは」の仕組みづくり、取り組みを進めていくことが期待されます。そのために、以下のような取り組みを進めましょう

- ①自治会・町内会活動と民生委員・児童委員活動との連携強化
- ②「一声運動」「挨拶運動」などを通じたつながりの強化
- ③住民同士が支え合える仕組みづくりの協力
- ④子育てを応援する地域づくりの推進

**(児童) 重点1 子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の子育て応援団となる**

- すべての親子が地域のなかで誰かとつながっていることを実感し、何かあったときには頼れる相手がいるという安心感をもてるようにしていく。
- 児童委員、主任児童委員として日頃から学校行事などへの参加や登下校時の見守りなどを通じて、地域の子どもたちの「身近なおとな」となれるような関係づくりを進めることが期待される。また子育て中の親にとって「人生の先輩、子育ての先輩」として、身近な存在となることも期待されている。

**(児童) 重点2 子育て、子育てを応援する地域づくりを進める**

- 子育てや子どもの健やかな育ちを地域で支えていく。
- 率先して「子育て応援団」となると同時に、地域住民への働きかけを行なうことで地域に「子育て応援団」を増やし、子育て、子育てを応援する地域づくりを進める。

〔 〕 民児協 〔氏名 〕

※わかっているところから記入してください。今後の取り組みは予定している具体的な活動だけではなく、実践してみたい内容やアイデアなどを箇条書きにしたり抽象的な書き方でもかまいません。

今、取り組んでいること	今後、取り組んでいくこと

**重点2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために**

地域には、さまざまな課題を抱えながら、助けを求める「声を出せない人」「声を出さない人」も少なくありません。こうした人びとを早期に適切な支援につなげるためには、民生委員・児童委員のみならず、近隣住民を含め、地域の幅広い人びとが連携・協力して「気になる人」を早期に把握することがなにより大切です。

また、高齢者の日常生活支援などにみられるように、既存の制度のなかでは十分な対応が難しいケースも少なくありません。今、地域においてどのような支援・サービスが必要なのか、住民の生活状況、生活課題を把握する民生委員・児童委員だからこそ可能な提案、提言を積極的に行っていきましょう。

- ①積極的な訪問活動を通じた住民との関係づくりの推進
- ②出張相談会等を通じて相談の「入り口」を広げる
- ③住民の代弁者としての意見具申、提言活動の強化
- ④社会福祉協議会との一層の連携・強化
- ⑤社会福祉法人・福祉施設との積極的な連携
- ⑥共同募金への協力と民児協活動での活用

**(児童) 重点3 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える**

- 課題を抱えながら周囲に助けを求められない親子を早期に把握し、支援につなぐことで課題の深刻化防止につなげる。
- 日頃から、「気になる家庭」について、地域住民から積極的な情報提供を得られる関係づくりに取り組む。

**重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために**

制度創設100周年を迎えた現在、民生委員・児童委員制度、またその活動はさまざまな課題に直面しています。短期間での退任者の増加やなり手不足、住民の認知度の低下等は、今後、民生委員・児童委員制度を維持していくうえでの大きな課題といえます。

こうした課題を解決し、民生委員・児童委員制度をさらに発展させていくためにも、民児協の機能強化により一人ひとりの委員を支える体制を強化するとともに、地域の人びとの理解を深めることで、なり手確保の「すそ野」を広げていきましょう。

- ①単位民児協の機能強化による民生委員・児童委員への支援
- ②都道府県・指定都市民児協による委員支援
- ③民生委員・児童委員候補者の選任方法の多様化
- ④地域住民への積極的PR活動

**(児童) 重点4 児童委員制度やその活動への理解を促進する**

- 児童委員が地域において積極的な取り組みを推進していくために、その基盤となる環境整備に取り組む。
- 内的環境の整備としての民児協の機能強化、外的環境の整備としての地域住民や関係機関等への児童委員、主任児童委員の存在・役割の認知と正しい理解の促進を図る。

今、取り組んでいること

今後、取り組んでいくこと

## 参 考 資 料

1. 「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」(抜粋)
2. 「全国児童委員活動強化推進方策 2017」(抜粋)

平成 29 年 8 月

## 「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」の概要 ～人びとの笑顔、安全、安心のために～

全国民生委員児童委員連合会

### 1. 「活動強化方策」について

- ・ 全国民生委員児童委員連合会（全民児連）では、民生委員制度創設 50 周年（昭和 42 年）以後、10 年ごとに、向こう 10 年間の全国の委員活動や民児協活動の基本的方向性や重点課題等を示してきました。これが「活動強化方策」です。
- ・ 全国の関係者がこの「活動強化方策」を意識し、組織的な活動を全国で展開することで、社会的な課題への対応をはじめ、効果的な活動につながってきました。

### 2. 100 周年活動強化方策について

- ・ 今回の方策は、制度創設 100 周年に際しての方策であることから、①この 100 年間の活動の総括、②民生委員・児童委員制度の現状と課題、③社会福祉の動向、の整理のうえにたって、④今後の活動の重点、を示しています。
- ・ 検討にあたっては、昨年 11 月の全民児連「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会」中間報告の内容を踏まえています。
- ・ 今回方策の取り組み期間は、次期方策策定までの向こう 10 年間を基本としますが、内容的にはより長期的な視点から取りまとめています。

### 3. 構成について

- ・ 100 周年活動強化方策（以下、「100 周年方策」）は 4 部構成となっています。
  - 第Ⅰ部 民生委員制度創設 100 周年を迎えて～守り続けていくべきもの
  - 第Ⅱ部 民生委員・児童委員活動の現状と課題
  - 第Ⅲ部 民生委員・児童委員活動を取り巻く環境の変化
  - 第Ⅳ部 民生委員・児童委員活動の重点～「100 周年活動強化方策」
- ・ 第Ⅰ部から第Ⅲ部は、制度創設 100 周年にあたり、全国の関係者が自らの活動を考える際に、あらためて意識すべき民生委員・児童委員としての基本や、委員活動、民児協活動を取り巻く情勢を整理しています。
- ・ そのうえにたって、狭義の活動強化方策ともいえるべき第Ⅳ部において、民生委員・児童委員活動、また民児協活動の今後の重点を示しています。

### 4. 「地域版 活動強化方策」策定の提案

- ・ 今日、地域の状況はそれぞれに異なり、住民が直面する課題も地域それぞれに異なります。今回提示の 100 周年方策は全国共通の基本的方針等を示したものといたします。それゆえ、地域の実情を踏まえ、具体的な取り組み課題や実現目標を盛り込んだ「地域版 活動強化方策」を都道府県・指定都市、市区町村ごとに策定し、それに基づく取り組みを進めることが、より効果的な取り組みにつながります。

## 5. 主な内容について

- ・ 100 周年方策の主な内容は以下のとおりです。

### 第Ⅰ部 民生委員制度創設 100 周年を迎えて～守り続けていくべきもの

#### 1. 民生委員・児童委員が果たしてきた役割

- ・ 方面委員時代より民生委員の本質は住民の「良き隣人」であったこと。住民に寄り添い、住民目線に立った活動を行ってきたからこそ住民の信頼を得ることができた。
- ・ この 100 年間、民生委員が果たしてきた役割として以下の 5 つがあげられる。
  - ①常に住民の身近な相談相手、見守り役であったこと
  - ②行政の協力者として福祉制度を効果的に機能させるつなぎ役であったこと
  - ③社協や共同募金など民間社会福祉活動の中核であり、推進者であったこと
  - ④住民や地域課題の可視化と住民の代弁者としての提言を行ってきたこと
  - ⑤時代に先駆け、時々の福祉課題の解決に自ら取り組んできたこと

#### 2. これからも守り続けていくべきこと

- ・ なにより大切なのは 1 人ひとりの委員の心であり、活動の姿勢やそのあり方（「奉仕性や隣人愛」、「住民との信頼関係」、「住民視点の活動」、「基本的人権の尊重」など）。
- ・ これらを示した「民生委員児童委員信条」をこれからも守り続けていくことが大切。

### 第Ⅱ部 民生委員・児童委員活動の現状と課題

#### 1. 民生委員・児童委員の現状とその活動

- ・ 委員の現状では、欠員の拡大、年齢の上昇と在任期間の短縮化等が顕著。  
※ 50 歳代委員 12.5% に対し 70 歳代委員が 30.5%、全体の 2/3 が 2 期目までの委員。
- ・ 活動内容では、「相談・支援件数」減少の一方で「自主活動」が増加。
- ・ なかでも「日常的な支援」は 10 年で 2 割増加。公的な支援では対応できない住民の生活課題への対応が増加。活動日数も 10 年前に比較し 1 割近く増加。
- ・ 主任児童委員では、サロン活動等への協力、学校等との連絡・調整回数等が拡大。
- ・ 委員の意識では、活動上の「悩み、苦勞」として、住民のプライバシー尊重とのバランスや自治体からの個人情報提供の不足が上位にあげられている。

#### 2. 「90 周年活動強化方策」の取り組みと成果～この 10 年を振り返って

- ・ 90 周年方策では、孤立、虐待、災害時要援護者支援等、個別の課題への対応を強化すべく「行動宣言」として掲げたが、とくに災害時要援護者支援への取り組みが顕著。この背景には東日本大震災等、自然災害が相次いだことが考えられる。
- ・ また孤立死防止の見守りネットワーク作りを通じて幅広い関係者との連携も促進。

### 第Ⅲ部 民生委員・児童委員活動を取り巻く環境変化

#### 1. 地域社会の変化と住民の抱える課題の多様化

- ・ 現在、地域では高齢化や人口減少、人間関係の希薄化、生活基盤の弱体化、認知症高齢者の増加等を背景に、住民課題の多様化や複合化（「8050 問題」や「ダブルケア」等）が進行。また自然災害への備えも急務となっている。

#### 2. 社会福祉制度・施策の動向

- ・ 近年、地域包括ケアシステム構築や生活困窮者自立支援制度施行、子ども・子育て支援新制度施行、子どもの貧困対策、障害者差別解消法施行等が相次いでいる。
- ・ 現在、国では「我が事・丸ごと」の理念に基づく「地域共生社会」実現を推進。住民の地域参加や支え合い、また分野を超えた包括的、総合的支援を重視。

## 第Ⅳ部 民生委員・児童委員活動の重点～「100周年活動強化方策」

### 1. 民生委員・児童委員活動に期待されているもの

- ・ これからの活動に期待されるものとして、以下のような点があげられる。
  - ① 変わらぬ住民の身近な相談相手、見守り役としての活動
  - ② 地域の福祉課題を明らかにしていくこと
  - ③ 児童委員であることを意識した活動
  - ④ 多様な関係者をつなぐ「結節点（ハブ）」となること
  - ⑤ 住民や地域の代弁者としての積極的な意見具申、提言
  - ⑥ 地域づくりの担い手となること
- ・ 活動においては、民生委員・児童委員は専門職ではなく、行政や専門機関等への「つなぎ役」であることをあらためて意識することが大切。

### 2. 今後の活動の重点～「100周年活動強化方策」

#### 重点1 ▶ 地域のつながり、地域の力を高めるために

誰もが孤立せず、地域のなかで笑顔で生活を送ることができるようにするためには、希薄化しがちな人と人とのつながりを強化し、地域の力によって誰もが支えあえる社会を創っていくことが大切。そのため、これまで以上に地域の幅広い関係者と連携し、人びとに働きかけ、「わがまちならでは」の仕組みづくり、取り組みを進める。

##### 【具体的取り組み例】

- 自治会・町内会活動と民生委員・児童委員活動との連携強化
- 「一声運動」「挨拶運動」などを通じたつながりの強化
- 子育てを応援する地域づくりの推進

#### 重点2 ▶ さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために

さまざまな課題を抱えながら、助けを求める「声を出せない人」、「声を出さない人」が少なくない。こうした人びとを早期に適切な支援につなげるために、幅広い人びとと連携・協働し、「気になる人」を早期に把握する。

また地域において必要な支援やサービスについて、民生委員・児童委員だからこそ可能な提案、提言を積極的に行なう。

##### 【具体的取り組み例】

- 積極的な訪問活動を通じた住民との関係づくりの推進
- 出張相談会等を通じて相談の「入り口」を広げる
- 住民の代弁者としての意見具申、提言機能の強化
- 社会福祉法人・福祉施設との積極的連携

#### 重点3 ▶ 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

現在、民生委員・児童委員制度は、なり手不足、住民の認知度低下等、種々の課題に直面している。こうした課題を解決し、民生委員・児童委員制度をさらに発展させていくために、民児協による委員支援機能を強化するとともに、地域の人びとの理解を進め、なり手確保の「すそ野」を広げる。

##### 【具体的取り組み例】

- 単位民児協の機能強化による民生委員・児童委員への支援
- 都道府県・指定都市民児協による委員支援（専門研修実施等）
- 民生委員・児童委員候補者の選任方法の多様化
- 地域住民への積極的なPR活動の展開

## ◎民生委員・児童委員活動 新スローガン

「支えあう 住みよい社会 地域から」



# 民生委員制度創設 100 周年を迎えて ～守り続けていくべきもの

民生委員制度は、本年（平成 29（2017）年）、その源である岡山県の済世顧問制度創設（大正 6（1917）年）から 100 周年という大きな節目を迎えました。

## 1 民生委員・児童委員が果たしてきた役割

- この 100 年、わが国の社会は大きく変化してきました。しかし、そのなかにあっても、無報酬の奉仕者である方面委員、民生委員は、それぞれの時代において大きな役割を果たし、今日に至りました。そしてそれを可能としたのは、数え切れない先達の思いや使命感、そしてさまざまな困難に立ち向かう情熱があったからこそといえます。
- 同時に、方面委員、民生委員の側だけでなく、社会そのものがこの委員制度を必要としてきたからともいえるでしょう。

### (1) 民生委員・児童委員が果たしてきた 5 つの役割

- この 100 年を振り返ると、方面委員の時代以来、民生委員が果たしてきた役割として、大きく以下の点を挙げることができます。そして、このことは、これからも変わらぬ委員活動の基本であるべきものです。

#### 民生委員・児童委員が果たしてきた役割

- ①常に地域住民の身近な相談相手、見守り役であったこと
- ②行政の協力者として福祉制度を効果的に機能させるつなぎ役であったこと
- ③社協や共同募金など民間社会福祉活動の中核であり、推進者であったこと
- ④住民や地域課題の可視化と住民の代弁者としての提言を行ってきたこと
- ⑤時代に先駆け、時々の福祉課題の解決に自ら取り組んできたこと

- 民生委員・児童委員（以下、「民生委員」）の本質は、「良き隣人」であることといえます。すなわち、同じ地域に住む者として、住民に寄り添い、住民目線に立った活動を行なうからこそ、住民に信頼され、地域に安心感を与える存在であったと考えます。
- 時代とともに社会福祉諸制度も充実してきましたが、今日においても、支援を求める「声を出せない人」、「声を出さない人」が数多く存在しています。自ら地域を歩き、訪問活動をその基本におく民生委員だからこそ、こうした人びとを発見し、公的な福祉制度につなぐことができたともいえます。また生活を支援するサービスがあっても、それを知らない人も少なくありません。民生委員が「つなぎ役」となることで、その利用につながることもできたといえます。

- 地域にある見えづらい課題を明らかにする（「見える化」する）民生委員の働きは、住民の代弁者としての行政への意見具申やさまざまな関係者への提言活動とあわせて、わが国社会福祉諸制度の充実にも大きく貢献してきました。とくに全国の民生委員が地域を注視する「モニター」として実施した各種調査（モニター調査）の結果は、人びとが直面している課題を明らかにし、在宅福祉サービスや地域の支え合いの仕組みづくりに大きな役割を果たしてきました。

注) 一例をあげれば、わが国において在宅のねたきり高齢者の実情を初めて明らかにしたのは、昭和43年の民生委員による全国調査であり、その後の在宅福祉サービスの充実にもつながりました。

- また、民生委員は意見具申や提言を行なうだけでなく、全国にあまねく存在するその組織力を活かし、その時々には顕在化した課題解決に向けて、自ら取り組んできました。

注) 同様に一例をあげれば、今日課題となっている高齢者の孤立死について、民生委員はすでに昭和40年代末に全国的な調査を実施し、その結果を踏まえ、「孤独死老人ゼロ運動」を社協と共に展開したのでした。

## (2) 民生委員・児童委員を支えた「思い」

- 奉仕者＝ボランティアでありながら、多様な役割を担い、地域に安心感をもたらしてきた民生委員を支えたものとして、以下のような「思い」があげられます。

### ①隣人としての思いやり（良き隣人として）

- ・ 民生委員は、地域にあって、困っている人、悩み事や心配事を抱えている人に共感し、「他者の事」を「自らの事」と思える心を持ち続けてきました。「隣人としての思いやり」であり、それこそが委員活動の根底にあるものです。

### ②人びとの抱える課題の解決を自らの喜びとを感じる心

- ・ 全国の民生委員に対する意識調査において、委員活動の「やりがい、達成感を感じる時」として多く指摘されるのが、「支援した人に喜ばれた時」であり「その人の課題が解決した時」です。
- ・ 民生委員としての誇り、自負はもちろんです。課題を抱えた人に寄り添い、その解決が図られた際の喜び、充実感は何ものにも代えられるものではないとの思いは、かつて方面委員制度を創設した林市蔵氏が繰り返し語った「無報酬の報酬」に通じるものであり、今日まで受け継がれてきたものです。

### ③「方面」委員、「民生」委員の名に込められた意味や思いへの理解

- ・ 民生委員の前身である方面委員の「方面」とは、「地域」という意味です。方面委員以来、民生委員はそれぞれが担当区域を基盤に活動をしてきました。そうした地域への思いが、人びととの信頼や絆につながってきたといえます。
- ・ また、民生委員の「民生」には、「国民の生活、生計」という意味があります。「民生委員」の名は、そうした国民の生活・生計の向上を担う存在との思いが込められており、それが委員の「誇り」や「使命感」につながっています。

## 2 これからも守り続けていくべきもの

- 100 周年という大きな節目を迎えた今、民生委員制度は、たとえば新たな担い手の不足、活動の多様化のなかでの委員負担の拡大、住民との関係づくりの難しさ等、さまざまな課題に向き合っています。
- また、地域社会の姿が大きく変わりつつある今日、民生委員の活動環境も変化しています。そうしたなかにあっては、民生委員としての活動のあり方も時代に応じた変化が求められることは避けられず、また良い意味で変化していくべきものと考えます。
- しかし、そうしたなかにあっても、変わってはならないものもあります。わが国の誇るべき財産といえるこの民生委員制度を、これからも守り、長く引き継いでいくためにも、多くの先達が守り続けてきたものをあらためて意識することが大切です。
- 守り続けていくべきこととして、住民との信頼関係の前提となっている守秘義務や委員の誇りでもある厚生労働大臣からの委嘱、児童委員の兼務といった制度的なこともあります。なにより大切なのは、1 人ひとりの委員の心であり、活動の姿勢やそのあり方だと考えられます。具体的には、以下のような点です。

### ①奉仕性、隣人愛

- ・ 民生委員は地域のために貢献したいという奉仕性あつてのもの
- ・ その活動は同じ地域住民としての隣人愛に基づくもの

### ②住民との信頼関係

- ・ 自ら地域を歩き、その実情を把握する
- ・ 住民と「顔と顔を合わせる」ことで信頼関係をつくる
- ・ 一時的ではなく、継続的な住民との関係づくりを重視する
- ・ 住民の基本的な人権を尊重する

### ③住民視点の活動

- ・ 自らも地域住民の一員として、住民視点にたつて活動を行なう
- ・ 住民に寄り添い、相談相手となり、支援へのつなぎ役となる
- ・ 住民の代弁者となり、住民視点での提言、意見具申を行なう

- これらのことは、昭和 26 年の制定以来、長きにわたり、すべての民生委員の座右の銘となってきた「民生委員児童委員信条」に多くが示されています。全国の委員がこの「信条」を守り、それに基づく活動を続けていくことが、人びとの信頼を維持し、民生委員制度を今後とも守り続けていくことにつながると考えます。

注) 制度創設 50 周年以後の「活動強化方策」において示された民生委員・児童委員の「基本的性格」(自主性、奉仕性、地域性)、「活動の原則」(住民性、継続性、包括・総合性)についても、今後とも十分意識することが大切です。

また、民生委員・児童委員の「基本姿勢」にも示されている「基本的人権の尊重」(民生委員法第 15 条)は、委員活動に不可欠な住民との信頼関係の基盤をなすものであり、すべての委員が常に意識することが大切です。

# IV

## 民生委員・児童委員活動の重点 ～「100周年活動強化方策」

### 1 民生委員・児童委員活動に期待されているもの

これまで述べてきたように、地域社会の変化と住民課題の多様化、子どもたちをめぐる状況、さらには「地域共生社会」の実現をはじめとする社会福祉諸制度の変化のなかにあつて、民生委員・児童委員には引き続き大きな期待が寄せられています。

また、全民児連が設置した「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会」の中間報告では、今後、民生委員・児童委員がその活動を通じてめざすべきものとして「誰もが笑顔で、安全に、安心して暮らせる社会づくり」を掲げています。

以上を踏まえ、これからの民生委員・児童委員に期待されるものを考えると、とくに以下のような点をあげることができます。

#### (1) 変わらぬ住民の身近な相談相手、見守り役としての活動

- これからも地域住民の「良き隣人」として、人びとを見守り、その相談相手となり、必要に応じて必要な支援へのつなぎ役となること。
- さまざまな課題を抱えながら孤立しがちな人が増加するなか、そうした人びとを早期に把握し、適切な支援につなぐこと。

#### (2) 地域の福祉課題を明らかにしていくこと

- 地域社会のつながりが弱まるなかにあつて、民生委員・児童委員であるからこそ可能な、人びとや地域の福祉課題を明らかにしていくこと。
- そのために、自ら地域を歩き、人びとの生活状況と直面している課題を把握するとともに、民児協において委員相互の課題の共有化を図ること。

#### (3) 児童委員であることを意識した活動

- 子どもや子育て家庭をめぐる課題の多様化のなかにあつて、子どもたちにとっての「身近な大人」として、親や学校の教員とは異なる立場から子どもたちの相談相手や支援者となること。
- 「子どもは社会を映す鏡」である。子育て家庭の孤立防止や子どもたちの健全育成のため、子育て・子育ちを応援する地域づくりに取り組むこと。

#### (4) 多様な関係者をつなぐ「結節点（ハブ）」となること

- 住民が抱える課題が多様化・複雑化するなかにあつて、地域に存在する多様な関係者・関係機関による包括的な支援を実現するため、その連携の中核たる「結節点＝ハブ」となること。

- 地域包括ケアシステムをはじめ、課題を抱えた住民への包括的な支援のためには、福祉分野にとどまらず、医療、保健、教育、司法等、幅広い分野の連携が必要であることから、民児協活動においても幅広い関係者との連携を意識すること。

#### (5) 住民や地域の代弁者としての積極的な意見具申、提言

- 住民の代弁者として、民生委員法第 24 条に規定される民生委員協議会の任務としての「行政庁への意見具申」を積極的に行なうこと。
- また、地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会、社協や共同募金会をはじめとする関係機関の諸会議等においても、積極的な提言、提案を行なうこと。

#### (6) 地域づくりの担い手となること

- 民生委員・児童委員がめざす「誰もが笑顔で、安全に、安心して暮らせる社会づくり」のために、その推進役の一員となって、住民参加のもとで行なう互助の仕組みづくり等において、住民や地縁組織への働きかけ、協働に取り組むこと。
- これからの「地域づくり」は、人びとが共に支え合う福祉のまちづくりであり、福祉の思想と実践が根づいた「文化」、「風土」づくりをめざすものといえる。その実現のために、共に支え合うことの大切さを、日々の活動を通じて地域の人びとに積極的に発信するとともに、働きかけを行なうこと。
- 地域の人びととの協働を進めるためにも、住民参加のもと、小地域での福祉活動に取り組んでいる社会福祉協議会（社協）との連携をこれまで以上に進めること。
- 「地域共生社会」の実現に向けて期待されている「寄附文化の醸成」に向け、地域福祉推進の重要な財源である共同募金について、積極的な提案とともに、具体的な運動への協力を引き続き行なうこと。

なお、これらの期待にすべて応えようとすると、民生委員・児童委員の負担も大きくなってしまいます。地域の実情を踏まえつつ、民児協のなかで経験に応じた役割分担を行なうなどしながら、無理のない活動を着実に進めていくことが期待されます。

#### 【活動において意識すべきこと～民生委員・児童委員は専門職への「つなぎ役」】

- 民生委員・児童委員への期待が高まり、その役割も広がりつつあるなかであって、とくに意識すべきこととして、「民生委員・児童委員は専門職ではない」ということがあります。民生委員・児童委員は、あくまで住民の身近な「相談相手」であり、行政や専門機関等への「つなぎ役」です。住民が抱えるさまざまな課題の解決を直接的に担うべき専門職とはその性格が異なります。
- 活動上の負担を軽減するとともに、課題を抱えた住民を早期に効果的な支援につなぐためにも、民生委員・児童委員としては、家庭の抱える課題に関する情報の把握や本人の希望を的確に把握し、行政をはじめ、専門職・専門機関に早期につなぐことを心がけることが大切といえます。

## 2 今後の活動の重点～「100周年活動強化方策」

制度創設100周年を迎えた今日、急速に進む地域社会や家族・家庭の変化、また、寄せられる期待を踏まえ、民生委員・児童委員および民児協はその力を結集し、「誰もが笑顔で、安全に、そして安心して暮らせる地域づくり」に取り組むとともに、わが国の財産ともいべき民生委員・児童委員制度を次なる100年に向けて守り、さらに発展させていくための取り組みを進めることが重要となっています。

そこで、以下の3項目を「100周年活動強化方策」における活動の重点とし、全国の民児協関係者がその力を合わせ、取り組んでいくこととします。

**重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために**

**重点2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために**

**重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために**

これまで10年ごとに策定してきた「活動強化方策」においては、個別具体的な取り組み課題についても提示してきました。しかし今回の「100周年活動強化方策」を考える際に、その背景となる社会の状況は、10年前（「90周年活動強化方策」策定時）と比較しても、孤立や孤独、生活困窮、子どもの貧困、虐待、認知症高齢者の生活支援、悪質商法被害防止、災害時要援護者支援等、民生委員・児童委員が対応すべき課題はきわめて広範となっていることがあげられます。さらに、それぞれの課題の顕在化の度合いは地域ごとに相違もみられます。

そこで、今回の「100周年活動強化方策」については、全国段階の「方策」において重点となる基本方針等を示したうえで、都道府県・指定都市、市区町村ごとに、それぞれの地域の実情を踏まえ、個別具体的な取り組み課題、取り組み目標を盛り込んだ地域版の「活動強化方策」を定めていただくことで、より実効性ある取り組みを進めていきたいと考えます。

この「100周年活動強化方策」について、とくに強調しておきたいのは、さまざまな課題を抱える人びとが増加するなか、一部の関係者の活動だけではその支援、課題解決は困難であり、**地域住民がそのつながりを強化し、住民同士が互いに支え合うことで「地域力」を高めることが大切**ということです。それゆえ、今回「方策」では重点課題の第1として、「地域のつながり、地域の力を高めるために」を掲げています。

また、こうした「地域づくり」は、これまで以上に幅広い関係者との連携が必要であり、その際には地域住民をいかに巻き込んでいけるかが重要となります。

どうか民児協だけでなく、幅広い関係者と協議しつつ、地域版の「活動強化方策」を立案し、「わがまちならでは」の取り組みを進めていただければと思います。

## 重点1 地域のつながり、地域の力を高めるために

今日、地域においては、さまざまな課題を抱えながら、孤立し、また十分な支援を受けられないなかで生活している人や家庭が数多く存在しています。

誰もが孤立せず、地域のなかで笑顔で生活を送ることができるようにするためには、希薄化しがちな人と人とのつながりを強化し、地域の力によって誰もが支え合える地域を創っていくことが大切です。

民生委員・児童委員および民児協は、地域の幅広い関係者と連携し、これまで以上に積極的に人びとに働きかけ、「わがまちならでは」の仕組みづくり、取り組みを進めていくことが期待されます。そのために、以下のような取り組みを進めましょう。

### (1) 自治会・町内会活動と民生委員・児童委員活動との連携強化

- 地域の力の基盤ともなる自治会・町内会（以下、「自治会等」）活動と、民生委員・児童委員活動の連携強化を図りましょう。たとえば、自治会等の会合において、民生委員・児童委員による活動報告を定例化するなどにより、委員活動を「見える化」するとともに、地域の課題に共に向き合い、解決に向けた協働が可能となるよう、働きかけを進めましょう。
- 今日、自治会等が解散している地域もみられます。こうした地域においては、市区町村行政や社協などと相談し、住民が活動に参加できる地縁組織の結成なども考えていきましょう。また、マンションなどでは行政とも連携し、管理組合との関係づくりを行なっていきましょう。

#### 取り組みに向けて

- 自治会等に「福祉委員会」（名称は任意）を設置することを働きかけてみましょう。すでに委員会がある場合はその場を活用し、地域の福祉課題を住民が共有し、その解決に向けた取り組みを提案していくなかで、民生委員・児童委員への理解や支援者の拡大につながることを期待されます。
- 市区町村社協、地区社協と連携し、「住民福祉懇談会」等を開催し、住民の福祉ニーズを把握するとともに、民生委員・児童委員からの活動報告を重ねることで、理解者、支援者を拡大することが期待されます。
- 大型マンションが建設された地域の事例においては、市の行政と連携し、マンションの開発・販売会社に働きかけることで、竣工・入居時点から管理組合と民児協の連携が可能となり、行事の共催や訪問活動への協力等が得られたケースもあります。
- マンションの入居者との関係づくりでは、1人でも入居住民と関係ができると、その人を通じてマンション内に理解者、協力者が増える場合もあります。そうしたマンション内の理解者、協力者を得るための取り組みを考えてみましょう。

## (2) 「一声運動」「挨拶運動」などを通じたつながりの強化

- 孤立や孤独の防止、また犯罪の予防等のためには、お互いが顔見知りとなる、人と人のつながりの強化が大きな意味を有します。そのために、民児協として幅広い関係者に呼びかけ、地域で出会った人に声をかける「一声運動」や「挨拶運動」を展開し、誰もが他者に「気づいてもらっている」、「気にしてもらっている」と感じられる地域づくりに取り組みましょう。

### 取り組みに向けて

- 住民同士が道で出会った際に挨拶を交わすことが日常的に行なわれている地域にあっては、子どもの連れ去りや悪質な訪問販売を意図する人間は、「自分が見られている」と感じ、結果的に犯罪の防止につながるということが指摘されています。
- さまざまな課題を抱えながら、親や学校の教員には相談できない子どもたちも少なくありません。小中学生の通学路に立っての見守りと声かけは、子どもたちと顔見知りになり、「身近な大人」となるためにも有効です。

## (3) 住民同士が支え合える仕組みづくりへの協力

- さまざまな課題を抱える人びとを支える「地域の力」を高めていくためには、一部の関係者だけでなく、住民参加のもとで、誰もが気がねなく、支え・支えられる関係をつくっていくことが重要です。そのために、民児協として市区町村の行政や社協、老人クラブ、ボランティア団体・NPOなどと連携し、住民同士の支え合いの仕組みづくりを進めましょう。

### 取り組みに向けて

- 社協などと協力して実施する「サロン活動」等の行事に地域住民の積極的な協力を得ることは、住民の地域活動への参加の契機ともなります。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれるなか、認知症の人やその家族の支援はすべての住民に関わる課題ともいえます。地域での認知症サポーター養成講座の開催、「認知症高齢者見守り・SOS ネットワーク」の構築等に住民の積極的参加を得て、認知症の人やその家族を支える地域づくりに取り組むことが期待されます。
- 市区町村社協や老人クラブ、ボランティア団体・NPO 等と連携し、公的制度では対応が困難な、高齢者世帯等の買い物や清掃をはじめとした日常生活支援に関する住民互助の仕組みづくりを進めることは、「お互い様」の地域づくりにつながります。
- 民生委員・児童委員となることは難しくとも、地域に貢献したいと思う住民は少なくありません。そうした人びとの積極的な協力を得る仕組みとして、市区町村の行政や社協と相談して「福祉委員」「福祉協力員」といった制度の具体化や、民生委員活動との連携について考えていきましょう。

#### (4) 子育てを応援する地域づくりの推進

- 子どもや子育て家庭をめぐる課題が多様化するなか、子育てを地域として支えていくことが大切となっています。子育てを応援する地域づくりのため、児童委員である民生委員として、学校や子ども会、福祉関係者等、幅広い人びとと連携・協力した活動を展開し、子どもにとって「身近な大人」となるとともに、地域の理解と子育て応援団の確保に努めましょう。

##### 取り組みに向けて

- 子育て家庭の孤立防止に向け、市区町村社協や子育て支援活動を行なうボランティア団体等と連携し、「子育てサロン」の開催などを積極的に進めましょう。
- 同様に、市区町村や保健センター等と連携し、乳幼児健診の未受診家庭の訪問、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）への協力も期待されます。
- 子どもたちの健やかな育ちのために、自治会や子ども会、児童館、ボランティア団体等と連携し、子どもの居場所づくりや昔ながらの遊びの伝承、世代間交流の促進、お祭り等の地域行事への参加呼びかけ等を通じて、子どもと地域の大人との関係づくりを進めましょう。
- 学校と連携し、小中学生を「子ども民生委員」に委嘱し、民生委員・児童委員と一緒に高齢者世帯の訪問活動等を行なうことにより、幅広い世代の人びとと触れ合い、思いやりのある子どもに育つことも期待されます。
- 「子どもの貧困」が深刻化するなか、低所得世帯の子どもたちの支援のため、市区町村行政や社協、ボランティア団体等と連携、協働し、居場所づくり、学習支援、子ども食堂、フードバンク活動等に取り組みましょう。

## 重点2 ▶ さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために

地域には、さまざまな課題を抱えながら、助けを求める「声を出せない人」「声を出さない人」も少なくありません。こうした人びとを早期に適切な支援につなげるためには、民生委員・児童委員のみならず、近隣住民を含め、地域の幅広い人びとが連携・協力して「気になる人」を早期に把握することがなにより大切です。

また、高齢者の日常生活支援などにみられるように、既存の制度のなかでは十分な対応が難しいケースも少なくありません。今、地域においてどのような支援・サービスが必要なのか、住民の生活状況、生活課題を把握する民生委員・児童委員だからこそ可能な提案、提言を積極的に行なっていきましょう。

### (1) 積極的な訪問活動を通じた住民との関係づくりの推進

- 課題を抱えながら「声を出せない人」「声を出さない人」を把握するためにも、積極的な訪問活動を通じて住民と顔見知りとなり、信頼関係づくりを進めましょう。
- 訪問活動が困難なオートロックマンション（集合住宅）等では、管理組合、管理会社と連携することで、訪問活動、またマンション内掲示版への情報掲示等への協力を得ていきましょう。

#### 取り組みに向けて

- 地域住民のなかには民生委員の訪問を望まない人もいます。「PRカード」などを活用し、「気にしている」ことを伝えながら、少しずつ関係づくりを進めましょう。
- 市区町村行政や社協、自治会等と情報共有・情報交換を行なうとともに、必要に応じて一緒に訪問することが効果的な場合もあります。
- マンションで管理人がいる場合は、管理人との人間関係を作ることで、気になる世帯の情報提供や訪問活動への協力を得ることも期待されます。
- 今日、災害に備えた体制づくりが重視されるなか、マンションの管理組合との連携の契機として、防災訓練、避難訓練などを活用し、高齢の入居者支援のあり方協議を行なう等により理解を深めることも期待されます。

### (2) 出張相談会等を通じて相談の「入り口」を広げる

- 地域住民のなかには、区域担当の民生委員・児童委員が誰であることを知らない人も少なくありません。こうした人びとが民生委員・児童委員に相談しやすい環境を整備するため、サロン活動に合わせた相談会をはじめ、地域行事における「出張相談会」の開催等、民生委員・児童委員への相談の入り口を広げるようにしましょう。

- 近年、電子メールがコミュニケーション手段として広く普及しています。相談の入り口を広げるために、民児協として電子メールによる相談受付体制を整備することも有意義と考えられます。事務局職員もしくは担当委員を定め、定期的にチェックし、区域担当委員に適切につなげる体制の整備も考えていきましょう。

#### 取り組みに向けて

- 出張相談会は、これまでの「心配ごと相談」と同様、市区町村社協との協働により各種行事の会場内で行なう方法や、民児協が公民館やコミュニティセンターなどの行事に合わせて行なう方法等が考えられます。
- 電子メールでの相談を受け付ける場合には、委員個人のメールアドレスではなく、民児協単位でメールアドレスを設定することが適当です。また、定期的にメールをチェックするためには、まずは事務局職員が配置されている市区町村単位からスタートすることが考えられます。
- なお、メールを使用した相談受付を行なう際には、プライバシー保護のため、使用するパソコンの管理、運用（パスワード管理等）を厳格に行なうことが大切です。

### (3) 住民の代弁者としての意見具申、提言活動の強化

- 民生委員・児童委員に期待される役割の一つが、住民の立場に立って行政に対して行なう民児協の「意見具申」です。民生委員・児童委員だからこそ把握している住民の生活課題、福祉課題の解決のため、必要な支援やサービスについて、その創設を含め、積極的に意見具申を行なっていきましょう。

- 住民の代弁者としての民生委員・児童委員による発信は、行政への意見具申だけでなく、たとえば地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会をはじめ、さまざまな場を通じた提言・提案として期待されています。そのためにも、定例会等を通じて、地域住民の抱える課題を民児協として定期的に集約し、必要な支援やサービスについて公私の関係者に積極的に発信しましょう。

また、福祉の専門職団体や医療・保健・教育など、関係する分野の専門職・団体とも積極的に連携する機会を設け、情報共有や活動上の連携を考えていきましょう。

#### 取り組みに向けて

- 行政に意見具申すべき内容は、「民生委員の職務に関して必要と認める意見」（民生委員法第 24 条）であり、住民の生活課題、福祉課題に限られるものではありません。行政による個人情報提供など、委員活動、民児協活動に必要な支援でも構いません。
- 今後、「地域共生社会」の実現に向けては、市区町村ごとに策定される「地域福祉計画」の意義が増すことから、民生委員・児童委員の立場からその内容に積極的な提案を行なうとともに、地域福祉計画における民生委員・児童委員や民児協による活動の位置づけ等を明確化していくことも大切といえます。

#### (4) 社会福祉協議会との一層の連携・協働

- 戦後、民生委員・児童委員と社会福祉協議会（社協）は地域の福祉充実を担う「車の両輪」として、密接な連携のもとで活動してきました。生活福祉資金貸付事業や心配ごと相談事業など民生委員の取り組みから社協事業に発展したものは少なくありません。現在においても、住民に身近な小地域での見守り活動や各種のサロン活動、さらには災害時要援護者の支援活動など、社協と連携・協働した多くの取り組みが進められているところであり、こうした社協との連携をさらに進めましょう。

##### 取り組みに向けて

- 戦後の民生委員による世帯更生運動がその原点である生活福祉資金貸付事業は、今日、子どもの貧困対策における教育支援の一翼を担うなど、その重要性が高まっています。民生委員として生活福祉資金貸付制度に協力する意義をあらためて確認し、課題を抱えた住民支援のツールとして積極的に活用していきましょう。
- 高齢者や子育て家庭の孤立の防止、仲間づくり等に有効なサロン活動については、民児協単独で実施している場合もみられますが、社協と共同で実施することで、財政面や運営上の負担軽減につながることを期待されます。
- 公的なサービスの利用が困難である等、やむを得ず民生委員・児童委員として対応している住民の日常生活支援について、社協のボランティアセンターと連携することで、ボランティアによる支援を得ることについて相談してみましよう。

#### (5) 社会福祉法人・福祉施設との積極的連携

- 福祉施設を設置・経営する社会福祉法人には、地域福祉の推進にも大きな期待が寄せられており、平成29年4月からは地域貢献の取り組みが責務化されました。今後は、民児協として地域の社会福祉法人・福祉施設との一層の連携を図ることで、公的な制度では対応が困難な住民のきめ細かいニーズに応えていくための仕組みづくりにも取り組みましよう。

##### 取り組みに向けて

- 民児協として、住民課題の解決のための社会福祉法人との連携による取り組みは、これまでも福祉施設の車両を利用した高齢者の買い物支援、特別養護老人ホームの集会室を利用した子ども食堂、さらには学習支援などが各地で行なわれています。
- 民生委員として対応する住民課題のなかには、公的な制度では対応が困難な場合や、必要な支援・サービスが存在しない場合もあります。今後、社会福祉法人には、介護予防や障がい者の地域移行、待機児童、生活困窮者の自立支援等、地域の福祉ニーズを反映した取り組み（地域公益事業）が期待されています。民生委員・児童委員として把握している住民の多様なニーズの情報を社会福祉法人による地域貢献の取り組みにつなげていくことで、地域における住民支援の力を高めることが期待されます。

## (6) 共同募金への協力と民児協活動での活用

- 赤い羽根共同募金は、方面委員時代の「歳末同情運動」に遡るものであり、民生委員が常に大きな役割を担ってきました。共同募金は、「地域をよくする仕組み」として、地域福祉推進のための大切な財源といえます。同時に、寄附という行為を通じた住民の福祉活動への参加を促すものでもあります。寄附という行為を通じた「福祉文化」を地域に根づかせるためにも、今後とも、民生委員・児童委員として共同募金運動への協力を進めていきましょう。
- その際、募金のより効果的な活用のために、民児協として積極的に意見を提起するとともに、民児協活動における共同募金の活用についても考えましょう。

### 取り組みに向けて

- 共同募金は、平成 28 年度から運動期間が改められ、従前の 3 か月間（10 月～12 月）から 6 か月間（10 月～3 月）とされました。とくに 1 月～3 月は地域ごとに「テーマ型募金」として実施されます。地域の福祉課題に即した募金となるよう、民生委員・児童委員としての積極的な提案が期待されます。
- これまで、民生委員・児童委員活動における赤い羽根共同募金の活用（配分金活用）としては、広報誌の作成や各種調査の実施、救急医療情報キット（名称は地域ごとにそれぞれ）の配付等が多くみられますが、今後は、課題を抱えた住民への具体的な支援活動での活用も相談していきましょう。

### 重点3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

制度創設100周年を迎えた現在、民生委員・児童委員制度、またその活動はさまざまな課題に直面しています。短期間での退任者の増加やなり手不足、住民の認知度の低下等は、今後、民生委員・児童委員制度を維持していくうえでの大きな課題といえます。

こうした課題を解決し、民生委員・児童委員制度をさらに発展させていくためにも、民児協の機能強化により1人ひとりの委員を支える体制を強化するとともに、地域の人びとの理解を深めることで、なり手確保の「すそ野」を広げていきましょう。

#### (1) 単位民児協の機能強化による民生委員・児童委員への支援

##### ① 財政基盤および事務局機能の確立

- 民児協活動を進めるうえで、財政基盤の確立は不可欠です。単位民児協の活動に対する公的補助が限定的である場合、会員である民生委員・児童委員の負担により活動財源を賄わざるを得ず、これが委員の負担拡大につながっている面もあります。行政への協力を担う単位民児協の財政基盤確立に向け、市区町村行政との協議、働きかけを進めましょう。
- 民児協活動の充実のためには、関係機関との連絡・調整、委員へのわかりやすく効果的な情報提供等を担う事務局機能の確立が不可欠です。現在は市部・区部では民児協役員が事務局の役割を担っている場合も多いことから、市区町村の行政や社協と協議し、必要な職員の配置等、事務局機能の確立に取り組みましょう。

##### ✎ 取り組みに向けて

- 地域によっては、単位民児協の事務局を、公民館や市民センター、役場や社協の支所・支部等の職員が担っている例もみられます。
- 市区町村社協の下に地区社協、校区社協といった小地域の社協が設置され、単位民児協役員がその中核になっている場合も多くみられます。そうした場合には、地区社協と単位民児協の機能や役割分担、それぞれの事務局を担う職員の配置について一体的に市区町村社協と協議していくことが考えられます。

##### ② 民生委員・児童委員からの相談に対する専門的助言体制等の整備

- 今日、民生委員・児童委員が活動を行なうなかでは、たとえば住民とのトラブルが生じる場合もあり、委員自身が弁護士等による専門的助言を希望する場合も生じています。都道府県民児協において顧問弁護士を委嘱する等により、委員を守り、委員が安心して活動できる体制づくりに取り組みましょう。

### 取り組みに向けて

- 一部の都道府県民児協においては、すでに顧問弁護士を委嘱し、委員からの相談に応じる体制を整備しているところもあります。また、都道府県民児協が都道府県社協と連携し、都道府県社協の顧問弁護士に相談を可能としている例もみられます。
- 民生委員・児童委員の活動上の相談では、たとえば、知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者への接し方などに関するものもあります。都道府県民児協もしくは市区町村民児協として保健所などと連携した研修会を開催し、その機会に委員から専門職への個別相談を受け付けるといった方法も考えられます。

### ③定例会の充実

- 定例会は、委員間の情報共有や活動方針の確認、合意形成、さらには研修の場としてなど民児協運営にとって重要な意味を有しています。この定例会をより有意義なものとするよう、報告事項に関する時間を限定し、委員間での協議に充てる時間を増やすことで、事例検討などを積極的に行ないましょう。
- 定例会は、(会議としての)「民生委員協議会」と同時に「児童委員協議会」でもあります。主任児童委員からの報告の月例化や地域の子どもたちをめぐる課題についての情報共有等、児童委員活動に関する協議を必須化しましょう。

### 取り組みに向けて

- 定例会に関してよく指摘されている課題として、行政や社協からの報告や説明が多く、委員同士での協議に充てる時間が限られるということがあります。その改善のためには、報告に関する時間を限定する、また、重要性が高いもの以外は書面にまとめて提示してもらおう、といった方法を取り入れることも有効です。
- 単位民児協に属するすべての委員の主体的、積極的な参加を得るため、定例会の司会や活動事例発表を各委員が輪番で担当する、また新任委員が発言しやすいよう座席を司会に近い位置とする、といった運営上の工夫も考えられます。
- 定例会には、行政や社協の関係者が参加することも多いですが、委員のみでの協議時間を確保することは、率直な意見交換や委員同士の関係づくりに有意義です。定例会を2部構成として、後半は委員のみでの会議とする方法も考えられます。

### ④全員参加と役割分担による運営

- すべての民生委員・児童委員、主任児童委員が経験年数等にかかわらず、対等な立場で主体的、積極的に民児協運営に参加し、委員相互の連携や支え合いが可能となるよう、それぞれの個性や経験を踏まえた役割分担のもとでの民児協運営を進めましょう。

### 取り組みに向けて

- 民児協は「垂直型」の組織（上意下達型の組織）ではなく、会長等を含め、すべての委員が対等な立場で活動に参加する「水平型」の組織であることを意識し、お互いを尊重し、自由に発言できる民児協運営を意識しましょう。
- 主任児童委員が民児協内で孤立することなく、積極的に、意欲をもって活動できるよう、区域担当委員との連携のあり方や具体的役割等を考えることが大切です。
- 部会や委員会を設け、それぞれに目標やテーマを設定して活動を進めることも効果的です。既存の部会・委員会で見直すべきものはないか考えてみましょう。

## ⑤複数委員によるチーム活動、班活動の積極的導入

- 民生委員・児童委員は、原則1人で1地域を担当していますが、地域の実情、委員それぞれの置かれた状況を踏まえつつ、今後は複数の委員によるチーム活動、班活動を積極的に導入することで、委員の孤立防止、また負担軽減のために民児協として支援していく体制を強化していきましょう。

### 取り組みに向けて

- 異性宅の訪問に関する委員の不安への対応、また同性の委員へ相談したいとの住民の希望に応える意味においても、男女ペア方式での訪問活動は有効となっています。
- また、複雑な課題を抱える家庭へは民児協役員と区域担当委員がチームで対応するといったことも、委員の精神的負担の軽減に役立ちます。
- 経験が浅く、不安も多い新任委員の支援は重要であり、新任委員を含む近隣地区の委員数名で「班」を作り、可能な限り共に活動するといったことも有意義です。

## (2) 都道府県・指定都市民児協による委員支援

- 都道府県や指定都市の民児協には、単位民児協や市区町村民児協では困難な委員支援の取り組みが期待されています。専門的・体系的な研修機会の提供、主任児童委員の情報交換会の開催、身近な地域では逆に参加しづらい「委員相談会」開催等を通じて、県内・市内の民生委員・児童委員を積極的に支援していきましょう。

### 取り組みに向けて

- たとえば、都道府県民児協において、活動上の悩み等に関する相談会の実施や、県内の委員同士が自由に意見交換できる「民生委員サロン」の開催などが考えられます。
- 市区町村や単位民児協では作成が難しい各種資料の作成・配布、住民向けの広報活動なども委員支援につながります。
- 各委員が専門的かつ体系的な研修受講を可能とするためにも、全民児連が提示した「研修体系・モデルプログラム」の活用が期待されます。
- 都道府県・指定都市行政へ働きかけ、委員活動費や民児協活動推進費等の拡充を働きかけること、また市区町村間の格差是正に努めることも、その役割といえます。

### (3) 民生委員・児童委員候補者の選任方法の多様化

- 民生委員・児童委員としての適任者を確保していくため、市区町村行政ともよく協議しながら、新たな「なり手確保」を地域の課題としていきましょう。まずは地域ごとの取り組みとして、地縁組織や学校関係者等、幅広い関係者により構成される「推薦準備会」の設置を進めましょう。
- さらに、市区町村段階において、社協ボランティアセンター、商工会をはじめ、多様な関係機関・団体に協力を依頼し、民生委員・児童委員としての適任者の推薦を得られるように取り組みましょう。

#### 取り組みに向けて

- ここで提案している「推薦準備会」は、地域ごとに任意で設置するものです。自治会・町内会や学校、福祉施設、自主防災組織や消防団関係者等、幅広い人びとで構成することが考えられます。一斉改選年だけでなく、継続して設置、開催し、日々の委員活動について情報を共有し、理解を深めてもらうことも期待されます。
- 「推薦準備会」を設置していても、民生委員は選任される立場としてその構成員に加わっていないところも少なくありません。しかし民生委員・児童委員としての候補者の適性を考えるうえでは、現任委員の意見は大切といえます。それだけに、推薦準備会での協議には、現任委員、また民児協の意見が反映されるようにしましょう。
- 候補者の推薦を幅広い団体に依頼する際には、社会福祉士会、精神保健福祉士会、看護協会、介護支援専門員協会といった専門職団体の協力も得ていきましょう。

### (4) 地域住民への積極的な PR 活動の展開

- 民生委員・児童委員活動の選任および活動の基盤となる地域において、住民の理解と信頼を高めるため、民生委員・児童委員の性格、役割、活動の実際等について、幅広い機会、場を捉えて積極的に PR 活動に取り組みましょう。
- PR 活動は年間を通じて行なうべきですが、とくに毎年5月の「民生委員・児童委員の日」、「同活動強化週間」は、全国の関係者が一体となって取り組むことで相乗効果も働くことから、全国の市区町村における積極的な取り組みが期待されます。

#### 取り組みに向けて

- 住民への PR 活動を考える際には、誰に、どのようなことを PR したいのか、対象者・目的を明確にして取り組むことが効果的です。
- 住民への PR 活動は、行政や社協の力も借りて取り組みましょう。
- 民生委員の存在は知っていても、地域で「それが誰か」を知っている人は多くはないものです。民生委員・児童委員を PR するのか、具体的相談相手となる個々の委員を周知したいのか、その点についても議論し、取り組みを考えましょう。

# 「100周年活動強化方策」に基づく取り組みを進めていくために ～地域版の「活動強化方策」を作成しましょう～

ここに掲げた「100周年活動強化方策」に基づく取り組みを実効性あるものとしていくためには、全国の民児協関係者が共通認識のもとに、その力を合わせて取り組んでいくことが大切です。

一方で、重点課題として示した項目は全国的見地から整理したものであり、それぞれの地域において生じている課題は、それぞれに異なるものがあると考えられます。それだけに、具体的な取り組みを進めていくうえでは、地域性を踏まえながら、実情に即した活動の計画（地域版の活動強化方策）を立案し、具体化していくことが期待されます。

については、以下のような点を意識しながら、都道府県・指定都市民児協、市区町村・単位民児協において、それぞれの「活動強化方策」を策定し、取り組んでいきましょう。

## 1. 都道府県・指定都市、市区町村版の「100周年活動強化方策」を策定する

- 全民児連が示した「100周年活動強化方策」を踏まえつつ、都道府県・指定都市民児協、また市区町村民児協・単位民児協において、それぞれの地域の「100周年活動強化方策」を策定し、それに基づく取り組みを進めましょう。

注) その名称は「活動強化方策」でなくても構いません。

- 地域の実情を踏まえ、取り組み課題に優先順位をつけながら考えてみましょう。
- 市区町村版の「強化方策」においては、虐待や生活困窮、子どもの貧困等、地域で顕在化している具体的課題への対応を盛り込むことが望ましいといえます。

## 2. 活動の目標を明確化する

- 民児協における毎年度の事業計画もそうですが、活動を通じて達成する目標を明確化すると、取り組みが考えやすく、また成果も把握しやすくなります。
- この10年間のなかで、たとえば3年間（1期）を単位として、活動の計画を立案することも効果的といえます。

## 3. 幅広い関係者との連携に基づく取り組みを考える

- この「活動強化方策」に掲げた重点課題への対応を進めていくためには、従来以上に幅広い関係者と連携した取り組みが大切となります。それぞれの「活動強化方策」を考える際には、幅広い関係者と連携・協働した取り組みを意識しましょう。

## 4. 実現可能な計画とする

- 民生委員・児童委員の活動上の負担拡大が指摘されるなか、無理のない、実現可能な計画内容を考えましょう。

## 2. 「全国児童委員活動強化推進方策 2017」(抜粋)

### 「全国児童委員活動強化推進方策 2017」の概要 ～子どもたちの笑顔と未来のために～

#### 1. 「全国児童委員活動強化推進方策」について

- 全児連では平成 12 年以降、児童委員活動の充実に向け、「全国児童委員活動強化推進方策」を継続して策定しており、それぞれの時代における社会状況、子どもや子育て家庭を取り巻く課題等を踏まえた活動の方向性を提示してきました。

#### 2. 「100 周年活動強化方策」との関係性

- また、全児連では、昭和 42 年の民生委員制度創設 50 周年以降、10 年ごとに、向こう 10 年間の活動の方向性や重点を示す「活動強化方策」を策定しています。そして、制度創設 100 周年にあたる本（平成 29）年、「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」（以下、「100 周年方策」と略）を策定しました。
- 「100 周年方策」においては、今後の活動の重点 3 項目の具体的な取り組みのなかで、「子育てを応援する地域づくりの推進」についても盛り込み、すべての民生委員が児童委員であることを意識した活動の重要性を挙げ、地域づくりの推進とともに、民生委員・児童委員が子どもにとって「身近なおとな」となることを提唱しています。
- 本（平成 29）年は、児童委員制度創設 70 周年という節目の年でもあります。そこで、「100 周年方策」を補完し、児童委員活動をより積極的に進めていくために、この「全国児童委員活動強化推進方策 2017」（以下、「本方策」と略）を策定しました。

#### 3. 構成について

- 本方策は、以下のとおり 3 部構成となっています。
  - 第 1 部 児童委員制度創設 70 周年を迎えて
  - 第 2 部 児童委員活動の現状および課題  
～これまでの「全国児童委員活動強化推進方策」を踏まえて
  - 第 3 部 これからの児童委員活動の重点
- とくに第 3 部では、これからの児童委員活動の重点として、「①子どもたちの『身近なおとな』となり、地域の『子育て応援団』となる」、「②子育て、子育てを応援する地域づくりを進める」、「③課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える」、「④児童委員制度やその活動への理解の促進」の 4 項目を掲げています。

#### 4. 本方策の具体的推進のために

- 本方策の取り組み期間は、「100 周年方策」と整合させ、平成 29 年 12 月～平成 39 年 11 月の 10 年間とします。取り組み期間中は、例えば各年度もしくは 3 年ごとに中間評価を行ない、必要な活動の見直しを行ないましょう。
- 本方策の推進にあたっては、地域の実情を踏まえた取り組みが期待されます。「100 周年方策」においては、都道府県・指定都市、市区町村単位で「地域版 活動強化方策」の策定を提案しており、そのなかで児童委員活動についても明示し、民生委員活動、児童委員活動を効果的、一体的に進めることが期待されます。

## 5. 主な内容について

本方策の主な内容は以下のとおりです。

### 第1部 児童委員制度創設70周年を迎えて

#### (1) 70年を振り返って

- 昭和22年の児童福祉法により児童委員制度が誕生。以前より児童保護等の実績を有していた民生委員が児童委員を兼任することとなる。
- 児童委員の具体的職務については、厚生省(現厚生労働省)局長通知「児童委員の活動要領」において示されていたが、平成13年に児童福祉法上に明文化された。
- 児童や子育てをめぐる課題の多様化を受け、児童委員活動の充実・活性化を目的に、平成6年1月、主任児童委員制度が創設された。
- 児童委員に期待される役割が多様化するなか、児童虐待への対応や学校との連携、家庭教育における協力について、法令や通知上に明示されるようになってきている。

#### (2) 民生委員が児童委員を兼ねる意義

- 子どもが抱える課題は家庭状況が反映したものが多く、家庭全体への支援なくして課題解決は困難。支援にあたっては、関係機関等との連携が不可欠であるが、地域においてあらゆる世代や世帯の支援にあたる民生委員でもある児童委員だからこそ可能といえる。
- 児童委員、主任児童委員がその役割を果たしていくためには、住民のみならず、関係機関の認知、信頼が不可欠であり、それは民生委員が児童委員を兼ねているからこそ担保されている。

### 第2部 児童委員活動の現状および課題

#### ～これまでの「全国児童委員活動強化推進方策」を踏まえて

#### (1) 児童委員活動の現状

- 相談支援件数のうち「子どもに関すること」は減少しているものの、他(高齢者や障がい者等)に比べて減少率は小さく、総件数に占める比率では増加傾向。
- 民児協における取り組みとして、学校訪問や通学路の見守りは約9割、子育て家庭への訪問や子育てサロン等は約6割の単位民児協で実施している。

#### (2) 今後に向けた課題

- 児童委員活動および民児協における子ども・子育て支援活動に関する課題としては、「取り組みの地域差および分野別の差異」、「子育て家庭への関わりの難しさ」、「民児協組織内での課題」、「『児童委員』としての認知度の低さ」、「地域における関係機関との連携状況」といったことが特筆される。

#### (3) 「全国児童委員活動強化推進方策」に基づく取り組み経過

- 平成12年以来、「全国児童委員活動強化推進方策」を継続して策定している。一つの方策の取り組み期間は約3年～4年で、それぞれの時代に合わせた取り組み課題を提示してきた。
- 平成16年以降は、「わがまちならでは」をキーワードに、地域の特色を活かした児童委員活動の推進を呼びかけてきた。

### 第3部 これからの児童委員活動の重点

#### (1) これからの児童委員活動、児童委員協議会活動に期待されること

- ・ 今後期待されることとして、①家庭全体を視野に入れた支援、②継続的な見守り、③自らが「子育て応援団」となり、さらに応援団を増やしていく、④児童委員協議会でもある民児協としての組織的活動の推進、⑤地域住民や幅広い関係者への児童委員、主任児童委員としてのPR、の5点が挙げられる。

#### (2) 今後の児童委員活動の重点

##### 重点1 子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の「子育て応援団」となる

- ・ すべての親子が地域のなかで誰かとつながっていることを実感し、何かあったときには頼れる相手がいるという安心感をもてるようにしていく。
- ・ 地域の子どもたちの「身近なおとな」、また子育て中の親にとって「人生の先輩、子育ての先輩」として、身近な存在となる。

＜考えられる取り組み例＞

- ・ 登下校時の見守りや声かけ運動等による子どもたちとの関係構築。
- ・ 子育てサロン等の開催や情報提供により、子育て家庭の孤立防止を進める。

##### 重点2 子育て、子育てを応援する地域づくりを進める

- ・ 子育てや子どもの健やかな育ちを地域で支えていく。
- ・ 率先して「子育て応援団」となると同時に、地域住民への働きかけを行なうことで地域に「子育て応援団」を増やし、子育て、子育てを応援する地域づくりを進める。

＜考えられる取り組み例＞

- ・ 居場所づくりや地域行事等を通じて、子どもと地域の大人の関係づくりを進める。
- ・ 福祉施設を会場とした子ども食堂の開催等、社会福祉法人との連携強化。

##### 重点3 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える

- ・ 課題を抱えながら周囲に助けを求められない親子を早期に把握し、支援につながることで課題の深刻化防止につなげる。
- ・ 日頃から、「気になる家庭」について、地域住民から積極的な情報提供を得られる関係づくりに取り組む。

＜考えられる取り組み例＞

- ・ 赤ちゃん訪問や乳幼児健診への協力等を通じて、課題を抱える親子の早期把握につなげる。
- ・ 学校との情報交換会を通じて、子どもに関する情報共有と役割分担を行なう。

##### 重点4 児童委員制度やその活動への理解の促進

- ・ 児童委員が地域において積極的な取り組みを推進していくために、その基盤となる環境整備に取り組む。
- ・ 内的環境の整備としての民児協の機能強化、外的環境の整備としての地域住民や関係機関等への児童委員の存在・役割の認知と正しい理解の促進を図る。

＜考えられる取り組み例＞

- ・ 定例会における児童分野に関する議題の必須化や研修を通じた委員の意識啓発。
- ・ 活動強化週間や行事等を通じた地域住民や関係者への活動のPR。

# 3

## これからの児童委員活動の重点

### 1 これからの児童委員活動、児童委員協議会活動に期待されること

今日、地域社会や家族・家庭の姿は変化し、子どもや子育て家庭をめぐる状況は一層複雑かつ多様化しており、それとともに児童委員に寄せられる期待も大きくなっています。ここでは、これからの児童委員活動および児童委員協議会としての民児協活動に期待されることについて記します。

#### ①家庭全体を視野に入れた支援

- たとえば児童虐待や子どもの貧困などの課題の解決のためには、子どもと保護者、双方に対する相談支援を行なっていくことが必要です。また、「子は親を映す鏡」といわれるように、児童委員として子どもと関わるなかで、その家庭の課題を把握する、また民生委員として高齢者の訪問をした際に、孫に関する相談を受けるといった事例も少なくありません。子どもをめぐる課題と家庭全体の課題は不可分であることを意識し、親子、家庭全体への相談支援を考えていくことが大切です。

#### ②継続的な見守り

- 保育所や小中学校などは、その子が卒業してしまえば基本的にその関係は切れてしまいます。しかし、地域で共に生活する児童委員は、同じ地域住民として、その子の育ちを継続的に見守り、関わり続けることができます。子どもの育ちとともにその家庭を継続的に見守り続けていくことも民生委員・児童委員だからこそ可能なこととして期待されます。

#### ③自らが「子育て応援団」となり、さらに応援団を増やしていく

- これまでは、ともすると課題を抱えた子どもや家庭を把握し、支援につなげるという意識が強かったかもしれませんが、今後は、より自然体で、地域に暮らす子どもやその保護者にとって、身近な「地域のおじさん、おばさん」、「人生の先輩、子育ての先輩」として寄り添っていくことが期待され、それが信頼や、悩み事・困り事がある場合の相談にもつながると考えられます。
- また、子育て支援活動を通じて児童委員が地域の親子と知り合うだけでなく、子育て家庭同士が知り合うきっかけを作ったり、必要な施策に関する情報を提供すること、さらに必要に応じてその家庭を支援に結びつけることも重要です。
- 「子は親を映す鏡」であると同時に「子どもは社会を映す鏡」です。「社会の宝」である子どもたちが、未来に希望をもちながら、健やかに育っていくことが、地域社会の豊かな未来につながります。子どもが豊かに育つことができるまちは、すべての地域住民にとって生活しやすいまちであるといえます。地域の人びとに働きかけ、子育て応援団を増やしていく取り組みも期待されます。

#### ④児童委員協議会でもある民児協としての組織的活動の推進

- 「児童委員の活動要領」には、民生委員協議会(単位民児協)ごとに児童委員協議会を組織すべきことが明示されており、「児童委員協議会は、児童委員相互の連絡をはかり、児童福祉のため各種の協議を行うために、民生委員協議会の開催と同時に開催することが望ましい」とされています。つまり、民児協は民生委員協議会であると同時に児童委員協議会であり、そのことを委員1人ひとりが意識することが大切です。
- 子どもや子育て家庭をめぐる多様な課題の解決のためには、これまで以上に主任児童委員と区域担当児童委員の連携が不可欠です。一部には、子育て支援等の活動を主任児童委員任せにしている民児協もあるとされますが、主任児童委員と区域担当児童委員の連携した活動なしには子どもをめぐる課題の解決は難しいことを関係者すべてが意識する必要があります。
- なお、主任児童委員は個々の家庭の相談支援には関われないとの誤解も一部に聞かれますが、前記のとおり児童福祉法に明記されているように、主任児童委員も区域担当児童委員と一緒に、必要に応じて個別ケースに関わっていくことが期待されています。

#### ⑤地域住民や幅広い関係者への児童委員、主任児童委員としてのPR

- こうした活動を進めていくためには、地域住民や関係者の理解、信頼が不可欠といえます。そのためにも、民児協として児童委員制度やその活動への理解の促進のため、継続的なPR活動に取り組むことが大切です。

## 2 今後の児童委員活動の重点

- 児童委員制度創設から70年、社会や子どもを取り巻く状況は大きく変化しています。そうしたなかであって、子育てや子育ての安心・安全を支えていくため、児童委員および民児協には大きな期待が寄せられています。
- そこで、今後10年間の活動においては、以下の4項目を重点として、全国の民生委員・児童委員、民児協関係者がその力を合わせ、取り組んでいくこととします。

### <今後の児童委員活動の重点>

- 重点1 子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の「子育て応援団」となる
- 重点2 子育て、子育てを応援する地域づくりを進める
- 重点3 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える
- 重点4 児童委員制度やその活動への理解を促進する

- 以下に、各重点の趣旨および考えられる取り組み例を紹介します。なお、具体的な取り組みを進めるにあたっては、それぞれの地域性やその実情を踏まえた活動としていくことが期待されます。

## 重点 1

# 子どもたちの「身近なおとな」となり、地域の「子育て応援団」となる

### (趣 旨)

- 今日、地域におけるつながりの希薄化や核家族化の進行、共働き家庭の増加等により、周囲に頼れる人がいない環境で子育てをしている保護者（親）や、学校・家庭以外で大人と関わる機会が乏しい子どもが少なくありません。地域で暮らすすべての親子が、笑顔で生活を送ることができるようにするためには、地域のなかで誰かとつながっていることを実感し、何かあったときには頼れる相手がいるという安心感をもてるようにしていくことが必要です。
- 児童委員、主任児童委員は、日頃から学校行事等への積極的参加や登下校時の見守り等を通じて、地域の子どもたちの「身近なおとな」となれるような関係づくりを進めることが期待されます。
- さらに、自らが「地域の子育て応援団」となり、子育て中の保護者に対し、たとえば「子育てサロン」や「子育てひろば」などの情報提供を行なうとともに、自らも子育てサロンに参加するなどにより、子育て中の親にとって「人生の先輩、子育ての先輩」として、身近な存在となっていくことも期待されます。

### 考えられる取り組み例

- \* 登下校時の通学路での見守りや声かけ運動の実施、またさまざまな形で学校行事や授業等へ積極的に参加することで、子どもたちに自然に顔を覚えてもらい、「地域のおじさん・おばさん」として、声をかけやすく、またかけられやすい関係性を築きましょう。
- \* 放課後や夜間の「居場所づくり」事業の実施や協力等を通じて、子どもたちと継続的に関わることで信頼関係を築いていきましょう。子どもたちが悩みや課題を抱えたときには、相談相手となることも期待されます。
- \* 市区町村社協や子育て支援活動を行なうボランティア団体等と連携した「子育てサロン」の開催、産後の母親や子育て中の保護者へのレスパイト事業（子どもを一時的に預かり、保護者の息抜きやリフレッシュを図る事業）や「子育てひろば」等に関する情報提供を行なうことで、子育て中の親同士をつなぎ、子育て家庭の孤立防止を進めましょう。
- \* 市区町村、保健所・保健センター等と連携し、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や健診未受診家庭への訪問、母親教室・父親教室、両親学級等への協力を行なうことで、出産前から出産後まで、切れ目のない支援に協力していきましょう。

## 重点2 子育て、子育てを応援する地域づくりを進める

### (趣旨)

- 核家族化の進行や人間関係が希薄化するなか、子育て（家庭）を地域として支えていくことが重要となっています。また、交通事故や犯罪被害などから子どもを守り、その健やかな育ちを支えていくためには地域全体で子どもを見守っていくことも大切といえます。
- 民生委員・児童委員は率先して「子育て応援団」となり、地域住民をはじめ学校や自治会・町内会、子ども会、児童館、ボランティア団体等と連携・協力し、子育て支援や見守り、健全育成活動などに積極的に取り組むことが期待されています。また、地域住民への呼びかけ、働きかけを行なうことで、地域の「子育て応援団」を増やし、子育て、子育てを応援する地域づくりを進めることも役割といえます。
- とくに、本（平成29）年4月から、社会福祉法人の地域貢献活動が責務化されたことから、福祉施設と連携・協働した取り組みも意識しましょう。

### 考えられる取り組み例

- \* 児童館やボランティア団体等と連携し、昔ながらの遊びの伝承や世代間交流、居場所づくりを進めるとともに、広く参加の呼びかけを通じて、子どもと地域の大人との関係づくりを進めましょう。
- \* 子どもや子育て家庭が地域のなかで見守られていることを実感できるよう、民児協として地域住民同士が声をかけあう「一声運動」や「挨拶運動」の実施を広く地域の呼びかけましょう。
- \* 子どもたちと共に地域の危険箇所等や災害時の避難経路等を示した「安全マップ」の作成や防犯・避難訓練などを通じ、子ども自身が自らを守る力を高めるとともに、地域において子どもの安全を守る取り組みを進めましょう。
- \* 小中学校、教育委員会と連携し、いわゆる「子ども民生委員」などの体験活動の実施、また自治会や子ども会等と協力し、お祭りといった地域行事に子育て家庭や子どもたちへの参加を呼びかけること等を通じて、子どもやその保護者に、自らも地域を担う一員であることを感じてもらう機会を作っていきましょう。
- \* 地域の福祉施設を会場とした子ども食堂や学習支援事業等の開催を通じて、社会福祉法人との積極的な連携・協働を図るとともに、「子育て応援団」の仲間を増やし、子育て、子育てを応援する地域づくりを進めましょう。

### 重点3 課題を抱える親子を早期に発見し、つなぎ、支える

(趣旨)

- 今日、さまざまな課題を抱えながら、周囲に助けを求める「声を出せない」、また「声を出さない」親子も少なくなく、そうした親子（家庭）を早期に把握し、支援につなぐことが課題の深刻化を防ぐためにも重要となっています。
- そのためには、民生委員・児童委員として、地域の子育て家庭と日頃から積極的に関わっていくとともに、「気になる家庭」について、地域住民から積極的な情報提供を得られる関係づくりが期待されます。
- 課題を抱える親子を把握した際には、市町村の児童福祉担当部署や児童相談所など適切な支援につなぐとともに、学校や関係機関・団体との役割分担のもと、自らも身近な相談相手として寄り添っていくことが適当です。

#### 考えられる取り組み例

- \* 市区町村、保健所・保健センター等と連携した「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や健診未受診家庭の訪問、また乳幼児健診時の出張相談会の開催等を通じて、課題を抱える親子の早期把握につなげましょう。
- \* オレンジリボン等のグッズを活用し、虐待に関する地域住民への啓発活動を進め、「気になる家庭」について住民から積極的な情報提供を得られるよう、地域住民との関係構築を進めましょう。
- \* 学校教員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの定期的な情報交換会等の開催を通じて、気になる子どもの情報共有を進め、適切な役割分担の下での支援につなげていきましょう。
- \* 要保護児童対策地域協議会においては、地域社会をよく知る民生委員・児童委員だからこそ可能な発言、提案を積極的に行なっていきましょう。
- \* 社会的養護施設（児童養護施設等）との連携のもと、施設から家庭に戻った子どもを継続的に見守り、その育ちと地域生活を支えましょう。
- \* 不登校の子どもたちが日常的に通い、遊びや勉強等の活動ができる居場所づくりへの協力や情報提供を行ない、不登校の子どもの育ちを支えましょう。
- \* 低所得世帯の子どもたちの支援のため、社協やボランティア団体等と連携し、居場所づくり、学習支援や子ども食堂の実施、フードバンク活動の推進、およびその利用が期待される子どもや保護者への呼びかけなどに取り組みましょう。

## 重点4 児童委員制度やその活動への理解を促進する

(趣 旨)

- 児童委員や主任児童委員が地域において積極的な取り組みを推進していくためには、その基盤となる環境の整備が不可欠です。そして、環境整備には、主に民児協内の「内的環境の整備」と、住民の理解等の「外的環境の整備」があります。
- 内的環境の整備としては、①「すべての民生委員が児童委員であること」の意識喚起を図ること、②区域担当児童委員と主任児童委員の連携強化、③部会活動をはじめとした民児協内の活動推進体制の再検討、④新任委員や主任児童委員の活動支援といったことがあげられ、民児協の機能強化が重要となります。こうした民児協内の取り組みについては、各民児協の委員数、委員の経験年数をはじめ、実情に即して考えていくことが適当です。
- 一方、外的環境の整備としては、地域住民や関係機関等において、児童委員、主任児童委員の存在やその役割についての認知と正しい理解を進めていくことがなにより大切です。そのためには、学校行事や地域行事への積極的参加をはじめ、種々のPR活動を通じて、継続的に広報に努めていくことが重要です。

### 考えられる取り組み例

- \* 定例会において、主任児童委員からの報告の定例化や、児童委員活動に関する議題を必ず設けること等を通じて、各委員の意識啓発を図りましょう。
- \* 単位民児協・市区の連合民児協において、児童家庭福祉に関する部会・委員会の設置や研修の積極的実施を通じて、児童委員としての活動を積極的に進めるとともに、学習の機会を確保しましょう。研修の実施に際しては、全民児連が毎年発行している「児童委員活動の手引き」を活用した児童委員活動についての学び合いに取り組みましょう。
- \* 「民生委員・児童委員の日」、「同活動強化週間」や児童福祉週間、児童虐待防止推進月間等の取り組みを通じて、児童委員、主任児童委員の役割や活動の周知を進め、地域住民や関係者の理解を促進していきましょう。
- \* 継続的に小中学校の活動（授業、給食、体験活動等）に参加・協力することで、学校の教員や子どもたちに、児童委員について理解を広げましょう。
- \* 児童委員として協力が期待されている里親制度の周知等に関して、里親会と民児協との懇談会を開催する等により、お互いの理解を深めていきましょう。

### 3 本方策の具体的推進のために

#### ① 取り組み期間について

- これまでの「全国児童委員活動強化推進方策」の取り組み期間は、概ね3年～4年となっていましたが、今回の「方策」は、「100周年方策」とも整合させ、以下の10年間とします。

平成29年12月～平成39年11月

- 取り組み期間中は、たとえば民生委員・児童委員の任期である3年を1期として、中期の取り組み計画や取り組み目標を立案しながら取り組みを進めましょう。そのうえで、各年度もしくは3年ごとに中間評価を行なうとともに、社会状況等に合わせた活動の必要な見直しなども行ないながら、さらなる効果的な取り組みを進めることが期待されます。

#### ② 「地域版」活動強化方策の策定を進めましょう

- 「100周年方策」においては、実効性ある取り組みとするため、地域の実情、社会資源の相違などを踏まえ、具体的な取り組み課題や目標を明示した「地域版活動強化方策」を市区町村、都道府県・指定都市の各段階で策定することを呼びかけています。

- 「地域版 活動強化方策」を策定する際には、本「全国児童委員活動強化推進方策」を踏まえ、児童委員活動に関することを必ず盛り込み、民生委員活動、児童委員活動を効果的、一体的に進めることが期待されます。

- なお、全民児連では各地での取り組みの参考としていただくため、来年度に向けて「100周年活動強化方策」および本「全国児童委員活動強化推進方策」を一体的に解説し、「地域版 活動強化方策」のひな型などを示す「活動強化方策 推進マニュアル（仮称）」を作成することを予定しています。

# 「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策 推進の手引き」 作成委員会

(敬称略)

役職	氏名	所属
委員長	藤目 真皓	全国民生委員児童委員連合会 副会長（香川県）
委員長代理	金井 敏	高崎健康福祉大学 教授
委員	稲田 謙一	全国民生委員児童委員連合会 監事（浜松市）
委員	猪上 優彦	全国民生委員児童委員連合会 理事（広島県）
委員	池永 彰美	全国民生委員児童委員連合会 理事（高知県）
委員	中島 修	文京学院大学 准教授
委員	泉谷 朋子	東洋大学 助教
委員	梅原 直子	大阪府貝塚市主任児童委員

---

民生委員制度創設 100 周年活動強化方策 推進の手引き  
～「地域版 活動強化方策」の作成に向けて

平成 30 年 9 月

全国民生委員児童委員連合会

(事務局) 〒 100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
社会福祉法人全国社会福祉協議会民生部内

Tel 03-3581-6747 fax 03-3581-6748

---

